

独立行政法人評価委員会第24回農業分科会

農林水産省消費・安全局
消費・安全政策課

第24回独立行政法人評価委員会農業分科会

日時：平成19年6月20日（水）

会場：農林水産省飯野ビル第4～第6会議室

時間：13：30～17：00

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

第1部 〔 農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農業者年金基金、水資源機構 〕

- (1) 農畜産業振興機構の業務方法書の一部改正について
- (2) 役員給与規程の一部改正について
- (3) 独立行政法人評価基準等の概要について
- (4) 平成18年度業務実績の概要について
- (5) 水資源機構の平成18年度評価基準及び業務実績の概要について
- (6) 短期借入金の借り換えの報告について
- (7) 農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果の報告について
- (8) 中期目標期間終了時の見直しについて

休 憩

第2部 〔 農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、 種苗管理センター、家畜改良センター 〕

- (1) 農林水産消費技術センターの役員給与規程等の一部改正について
- (2) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
- (3) 平成18年度業務実績の概要について
- (4) 平成18年度の財務諸表について

(5) 繰越積立金の処分等について

(6) その他

3. 閉 会

午後1時30分 開会

○松本分科会長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第24回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。よろしくお願いいたします。

委員及び専門委員の方々にはお忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本日の会合でございますが、委員10名のうち9名の方にご出席いただいております。今のところ、まだお見えになっていない方がいらっしゃいますけれども、本日は9名の方のご出席をいただいております。したがって、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、事務局から新たに任命されました委員の紹介、議事の進め方と配布資料の確認等について、説明をお願いいたします。

○消費・安全局総務課長 消費・安全局総務課長の小風でございます、よろしくお願いいたします。

初めに、本年3月1日に第23回農業分科会を開催したわけですが、それ以降に新たにご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきたいと思っております。この度、長沼建一郎専門委員がご退任され、森田慎二郎専門委員がご就任されました。森田専門委員は本日ご欠席されておられますが、プロジェクトチームにつきましては農業者年金基金のプロジェクトチームをご担当いただきたいと思います。なお、資料の最後に参考資料1といたしまして、新しいプロジェクトチームのメンバー表をつけておりますので、ごらんいただければと思っております。それから本日の議事の進め方でございますけれども、2部構成といたしております。まず、第1部につきましては、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構の4法人を議題にご審議いただきたいと思います。それから休憩を挟みまして第2部につきましては、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センターの5法人を議題として審議いただくということにいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと思います。冒頭に配布資料一覧表、それから座席表、それから議事次第がございます。それちょっとお詫び申し上げ、ご訂正を願いたいのですが、座席表のところで土居専門委員、真ん中辺で

すけれども、字の間違いがございました、申しわけございません。井戸の「井」ではなくて居間の「居」が正しい文字でございます。1部、2部の両方に文字の間違いがございましたので訂正をお願いします。

それから資料1として農業分科会の委員及び専門委員名簿、そのあとに第1部資料といたしまして資料2、資料3-1から3-2、資料4-1から4-3、資料5-1から5-3、資料6、資料7-1から7-3、資料8、資料9から9-3というのを配布いたしております。

それから黄色い紙を挟みまして第2部資料といたしまして、資料10、資料11-1から11-5、資料12-1から12-5、資料13-1から13-4、資料14がございます。それからさらに水色の色紙を挟んで参考資料1と2をセットさせていただいています。それから次回分科会の日程調整表も配布させていただいています。本日は事前に送付させていただいたものから差し替えまたは追加となったもののみ配布させていただいております。差し替えの資料には右の隅にマル正という赤いスタンプを押させていただいておりますので、ご参考にしてください。もし差し替え等資料が必要なものがございましたら、事務局にいつでもお申し出いただきたいと思っております。資料の方は以上でございますが、よろしいでしょうか。

○松本分科会長 次に議題に入ります前に、独立行政法人についてはご承知のようにさまざまな報道がなされているところでございますが、現在の独立行政法人の評価をめぐる状況について大臣官房文書課から説明をお願いいたします。

○文書課課長補佐 大臣官房文書課の山口と申します。本日はよろしく願いいたします。

まず、委員の皆様には日ごろから独立行政法人の評価につきましてご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。まず、報道等で既にご承知のことかと思っておりますが、独立行政法人の緑資源機構につきましては、同機構が発注している林道業務に関する事業につきまして独占禁止法違反という容疑で受注の4法人が告発されております。また、同機構の理事等も逮捕されるという状況になっております。こうした事態を受けて農林水産省としては赤城大臣からの指示もございまして、現在廃止という方向で検討を進めさせていただいているところでございます。

一方、政府においても独立行政法人制度発足から6年を経過するという段階で緑資源機構の官製談合問題ということが起こって、国民の中に独立行政法人制度に関する不信というものが見受けられる状況になっていることを受けまして、お手元の資料の参考の

2にございますが、経済財政改革の基本方針2007、いわゆる骨太の方針の中で独立行政法人制度につきまして、そもそも制度発足以来の様々な改革との整合性などについて、原点に立ち返って見直しをすべきだということで、全ての法人について整理合理化計画を策定するということをうたっておるところでございます。

その中で具体的な手段ということで独立行政法人見直しの3原則というのが記されてございます。原則の1というのは、「官から民へ」原則ということでございまして、民間に委ねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定をすると、それ以外については民営化あるいは廃止ということとされております。原則2といたしまして、「競争原則」ということがうたわれております。これは法人による業務独占については民間開放できない法人及び事務・事業に限定をすることとございまして、3点目といたしまして、「整合性原則」ということで公務員制度改革ですとか政策金融改革ですとか、そういう国の改革と整合性がとれているのかという観点で見直していこうということが今回の骨太の方針の中でうたわれているところとございまして、したがって、本年につきましては従来の中期目標期間終了時の見直し法人に加えまして、その他の法人、法人数でいうと14法人について見直しを行うという形になります。委員の皆様方には今後の検討状況を随時情報提供させていただき、忌憚のないご意見をたまわれればというふうに考えておりますので、なにとぞよろしく申し上げます。

その具体的なスケジュールにつきましては、資料の9というところに書いてございますが、今年の中期目標期間の見直し法人につきましては例年どおりのスケジュールということになるわけとございますが、全法人の見直しということで本年新たに対象になる法人につきましては、政府において見直しの基本方針というのが策定されて8月末を目途に見直し案というものを、その政府の方針に従って総務省に提出するというスケジュールになっております。その後、総務省の政・独委あるいは有識者会議というような場でご審議をいただき、最終的に12月に見直し内容が全ての法人について決定されるというようなスケジュールになろうかと考えております。いずれにしても政・独委あるいは有識者会議の議論の状況などにつきましては、情報提供に努める上、最終的にこの評価委員会で意見聴取を行ったのち、農林水産省としての見直し方針を決定するという流れになりますので、委員の皆様方のご協力方よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の方からは以上でございます。

○松本分科会長 ただいまの説明に対しまして特にご質問があれば、今うかがっておきた

いと思います。どうぞ。

(発言する者なし)

○松本分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の1つ目の議題に入りたいと思います。第1の議題は、「農畜産業振興機構の業務方法書の一部改正について」でございます。なお、本日は非常に議題が多くございますので、なるべく説明は簡単をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○農畜産業振興機構理事長 農畜産業振興機構の理事長の木下でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、資料の2をお開きいただきたいと思います。本日お諮りいたします業務方法書の改正でございますけれども、野菜関係の業務方法書の改正でございます。1ページに書いてございますように、農林水産省では本年3月に野菜関係につきまして制度の改正を行ったところでございます。従来のように野菜産地について一律に助成するのではなく、それぞれの産地ごとにどの程度担い手がいるかというような、担い手の集積状況に応じまして助成程度に差をつけようという内容でございます。そのような制度改正を受けまして私ども農畜産業振興機構の業務方法書につきましても制度改正を行おうというのがその内容でございます。

お手元の1ページの2の(1)に「指定野菜生産者補給交付金等の交付等に係る改正」と書いてございます。先ほど申し上げましたように、産地につきまして担い手の集積割合に応じまして3区分に分離し、それに応じた補てん率を乗じようというのが主な改正点でございます。もう一点の改正点は、同じく1ページの下段に書いてございます(2)でございます。「契約指定野菜生産者補給交付金等の交付等に係る改正」でございます。これまでも農畜産業振興機構は、契約野菜につきまして、このような価格安定制度の対象としてきたわけですが、今回その契約野菜の対象者の追加といたしまして、下線部に書いてございますように、実需者に販売する卸売業者等を追加をしたところでございます。今回の業務方法書の改正は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、業務方法書の一部改正について、ご意見、ご質問がございましたらうけたまわりたいと思います。どうぞ。

(発言する者なし)

○松本分科会長 よろしいですか。それでは、特段の意見もございませんので、業務方法書の一部改正については主務大臣の承認に関し、異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

(うなずく者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次の議題は、「役員給与規程等の一部改正について」でございます。農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金よりそれぞれ説明をお願いした後に、質疑応答を行うという手順を進めてまいりたいと思います。なお、恐れ入りますが、説明はなるべく簡単でお願いしたいと思います。それではどうぞ。

○農畜産業振興機構理事長 資料3-1をお開きいただきたいと思います。資料3-1の最後のページでございますけれども、12ページをごらんいただきたいと思います。給与構造の見直しということで平成17年から実施をしている給与の改正でございます。その一環といたしまして、19年度におきましては、役員の本俸月額につきまして1.4%の引下げを実施し、その根拠規程でございます給与規程の一部改正を行ったものでございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、次に農林漁業信用基金よりお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長の埭でございます。よろしく願います。資料の3-2の3ページをお開きください。

私ども信用基金におきましては、人件費の削減等を行うために平成18年度に7%の役員本俸の引下げを行っております。また、18年度から5年間で5%の人件費削減を行うということにつきましても着実に実施しております。こうしたことの一環といたしまして平成19年度におきましては、国の場合、指定職にありましては地域手当を東京特別区で1%引き上げたところでございますが、当基金におきましては0.2%の引き上げにとどめることとしております。昨年度も同様の措置を講じたところでございます。よろしくご審議たまわりたいと思います。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、役員給与規程の一部改正について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

先ほどの農畜産業振興機構の給与規程の一部改正でご説明がございました12ページの

年収ベースで換算しますと14%削減ということになりますか、1.4%というのをちょっと。

○農畜産業振興機構理事長 14%は10年間で14%でございまして、19年度は1年間でございまして1.4%と相なるわけでございます。

○松本分科会長 わかりました。10年間ということですね、大変失礼しました。どうぞ、そのほか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんか。それでは特段のご意見もございませんので、役員給与規程の一部改正については、当分科会としては異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

(うなづく者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは次の議題に移ります。次は、「独立行政法人の評価基準等の見直しについて」でございます。農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金から評価基準等の見直しがございます。各プロジェクトチーム毎に代表者からご説明をお願いいたします。なお、水資源機構につきましては別途業務実績とあわせてご説明をお願いしたいと思います。それでは、まず農畜産業振興機構PTの青柳委員からお願いをいたします。

○青柳委員 青柳でございます。プロジェクトチームを代表して私から評価基準等の見直しの検討結果についてご報告いたします。

資料4-1の3ページをご覧ください。3ページ、第1-2-(2)というのがございますが、今回の見直しは行政改革の重要方針、これは17年12月の閣議決定でございますけれども、これを踏まえて中期目標及び中期計画の変更を行ったことによるものがございます。内容は1つは、平成18年度以降2年間に少なくとも人件費の2%を削減する。もう1つは、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与構造の見直しを推進するというものがございます。平成18年度以降の業務実績の評価にあたりまして、これらの事項を評価するための指標を改正後の(2)人件費の削減とございますが、こちらに新設します。なお、(1)の経費の抑制の項目につきましては(2)人件費の削減を新設した関係で番号を付したものであり、内容の変更はございません。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農業者年金基金PTの森田明

委員からお願いをいたします。

○森田（明）委員 農業者年金基金プロジェクトチームの森田でございます。当プロジェクトチームにおける評価基準の見直しの検討結果についてご説明いたしたいと思いません。当プロジェクトチームにつきましては去る6月15日、森田（慎）専門委員、布施専門委員と私3名でこの内容について検討を行ったところでございます。

資料の4-2をご覧くださいと思います。まず、1ページ目ですが、大項目の評価方法についてでございます。この中にあります第3「財務内容の改善に関する事項」につきまして、平成18年度におきましては貸付金債権の適切な管理・回収のため、担保物件の評価の見直しと債権の分類見直しの2項目が行われているところなのですが、これを小項目、中項目の積み上げ評価といたしましたところから、この大項目評価の中から削除いたしましたところではございます。

このことと関連いたしまして、2ページ目の中期計画の属する項目の第3「財務内容の改善に関する事項」につきまして、中項目及び小項目をつけ加えているところでございます。それから同じく2ページ目でございますが、平成17年12月24日の閣議決定されました行政改革の重要方針に基づいて、独立行政法人の人件費を平成18年度以降5年間で5%削減するようにされたところでございます。これを踏まえまして農業者年金基金におきましても中期目標及び中期計画を変更し、現中期目標の期間中の平成19年度末までに人件費を少なくとも2%削減するところとしたところではございます。よって、中期計画に属する項目の第1-1「業務運営の効率化による経費の抑制」の小項目に人件費の項目を追加いたしました。

それから次に、評価項目についてでございます。まず3ページ目、先ほどの人件費について、新たに評価基準を設けております。

それから4ページ目です。被保険者の資格の適正な管理についてでございますが、突合の効果を評価するため、年2回の突合によりどの程度不整合者が減少したのかを実績等を参考にして指標を設定いたしました。この突合というのは国民年金資格と農業者年金資格との一致を図るという内容でございます。

それから制度の周知の評価についてでございます。これにつきましては、昨年度より農業者年金の加入対象者である認定農業者の増加率を参考にして、新規加入者の増加率を指標として設定しているところではございますが、平成18年度につきましても認定農業者数が大幅に増加しておりますので、過去3年間の増加率の平均値として10%の増加ということ

で指標を設定したところでございます。それから財務内容の改善に関する事項ですが、こちらの方、農地の担保物件の評価の見直しの実施に伴い新しく指標を設定いたしました。そのほか中期計画に記載した様々な事項について段階的に実施する事項につきましては評価指標の変更もありますけれども、軽微なものですので本日の説明については割愛させていただきます。

それからまた、委託費や連絡事務所の評価につきまして、昨年度同様支出削減の取り組みの項目において評価を行うということなのですが、総務省の評価委員会から昨年以上、現状を明らかにした上で評価を行うべきとのご意見をいただいております。そこで当委員会としては昨年以上に業務実態を明らかにして評価を行うということにしております。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農林漁業信用基金P Tの淵野委員からご説明をお願いいたします。

○淵野委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームを担当しております淵野でございます。私の方から評価基準等の見直しの検討結果をご報告申し上げたいと思います。信用基金のプロジェクトチームにつきましては委員の皆さんの日程調整がうまくまいりませんで、6月4日以降に事務局の方と検討いたしました案を書面によって持ち回り審議し、本日の改正案を検討いたしました。

それでは、お手元の資料4-3をお開きください。新旧対照表がございますけれども、この各項目の中で下線を引いた部分が今回見直す事項でございます。見直しの視点で1つは総人件費改革を受けて中期目標及び中期計画の変更に伴う改正と、年度計画が17年度から18年度で変更されていることに伴う改正がございます。このことを踏まえて改正点以下4点ほどに絞って主要な点だけご報告申し上げます。

最初に7ページの上から1行目、大項目第1-2「業務運営体制の効率化」の項でございます。(1)のアのところです。既に平成16年に事務所統合等を行ってまいりました。それに伴いまして経理部の体制の見直しについては既に実施済みと判断いたしました。そういうことで18年度の年度計画においては引き続き業務運営の効率化を図るという形で改正いたしました。で、業務運営の効率化の取り組みが十分であったかどうかという評価指標に変更するという事にいたしました。

続きまして8ページの大項目の3行目の第1-3の「経費支出の抑制」の項、(5)

と（６）でございます。一般競争・指名競争等については17年度の年度計画では積極的な導入を図るということでございましたけれども、一歩進みまして既にもう実施に入るという段階でございます。そういうことで18年度の年度計画では実施するという形で改正しております。そこで、一般競争・指名競争等の取り組みが十分であったかどうかの評価指標に変更することにいたしました。この点は政・独委からの指摘でございます隨意契約の見直しの取り組み状況等について評価を行うという指摘にも対応できるものだと考えております。

同じく大項目第1－3の（6）のところでございます。行革の重要方針の中で人件費の削減計画、これにかかわる中期目標及び中期計画が変更されております。このために人件費の抑制の取り組みが十分であったかどうかという点を評価することとし、新設することにしたものでございます。

それから最後に11ページになりますか、下から9行目、第3の「予算、収支計画及び資金計画」の2のところでございますけれども、いわゆる運営費交付金については信用基金に対しては16年度以降予算措置がなされておられません。そういうことから運営費交付金の配分に関わる評価項目を削除するということにいたしました。

以上の主だった内容についてご報告申し上げます。以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの評価基準等の見直しについて、委員の皆様方からご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

（発言する者なし）

○松本分科会長 ございませんか。それでは、各法人の評価基準等の見直しについては、今回の案でご了承がいただけるものと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「はい」と言う者あり）

○松本分科会長 それでは、当分科会としましては、この方向で了承することにいたします。

続いて、「平成18年度業務実績の概要について」という議題でございます。それでは、水資源機構については別途行うことといたしまして、他の3法人から業務実績の概要について説明をいただき、3法人について説明が終わった後に質疑応答の時間を設けたいと考えております。なお、ご説明は恐縮でございますが極力簡単をお願いして、1法人当たり大体5分程度でお願いしたいと思います。

それでは、まず農畜産業振興機構についてお願いをいたします。

○農畜産業振興機構理事長 資料5-1に即しましてご説明を申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思います。

第1「業務運営の効率化」でございます。第1の1に書いてございますように、事業費につきまして平成14年度と比べ平成18年度は予算では3割の削減となっておりますけれども、さらに経費節減に努めまして18年度実績では45%の削減というふうになったわけでございます。この中の業務運営の効率化による経費の削減、経費の抑制でございますけれども、一般管理費、また人件費等々につきましても、ここに書いてございますように削減に努めたところでございます。

3の「業務執行の改善」でございます。私どもは、業務執行を計画的あるいは効率的に執行するため、工程表というのをつくってございます。このような工程表に基づきまして四半期毎にチェックをし、適正な執行に努めているところでございます。また、これらにつきましては、機構の評価委員会あるいはまた補助事業につきましても1ページの下段に書いてございますが、補助事業に関する第三者委員会を設けまして評価をいただいているところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。私ども内部監査につきましても充実に努めているところでございます。4の「業務運営能力等の向上」でございます。経費の削減等々につきましては、職員の事務処理能力の向上を図ることが極めて肝要と考えた次第でございます。いろいろな研修等を通じまして計画的にこれらの質の向上に努めているところでございます。5の「機能的で効率的な組織体制の整備」でございます。本年10月から新たな業務といたしまして、砂糖・でん粉制度に係る業務につきまして制度の改正が行われるわけでございます。これらにつきましても、その円滑な実施に向けまして新制度準備推進本部を設ける等努めているところでございます。6番の「補助事業の効率化等の推進」でございます。私ども補助事業を効率化あるいは適正に実施する観点から、事業評価手法の開発あるいは導入に努めるところでございます。また、6の(2)に書いてございますように、補助事業につきましては、その執行の適正を期す観点から、進行管理システムあるいは事業実施後3年を経過したものにつきましても事後評価を行う等、補助事業の適正な実施に努めているところでございます。

3ページをお願いいたしたいと思います。私ども機構の業務といたしまして、私どもの提供するサービスの業務の質の向上に努めている次第でございます。私どもの畜産関

係業務の主要な業務でございます①に書いてございます加工原料乳の生産者補給交付金の制度、また、②に書いてございます指定乳製品のカルトアクセスに係る輸入業務、また、③の肉用子牛生産者補給交付金等々につきましては、それぞれの規定の中で処理する日数等を決め、その範囲内で実施をしているところでございます。野菜関係でございます。3ページの下段でございますけれども、指定野菜、また契約野菜につきましても、それぞれの業務日以内に全ての交付金の交付を行っているというところでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。私ども先ほど申し上げましたように、指定野菜、契約野菜につきましても補給金の交付をしているわけでございますけれども、それらの業務に加えまして、最近におきます加工業務用需要につきましても国産野菜の対応を図るべく4ページの③に書いてございますような実需者と生産者との結びつきにつきましても交流会などを実施しているわけでございます。砂糖関係につきましても、国内産糖交付金、また補助事業につきましても適正に実施をしたところでございます。蚕糸関係につきましても生糸の輸入調整業務を行っておりますけれども、適正実施とともに蚕糸業の経営安定等の補助事業を実施したところでございます。

5の情報収集事業でございます。私ども畜産、野菜、砂糖、蚕糸、各分野につきましても的確な情報の提供に努めているところでございます。このような観点から、私どもの情報の受け手でございます専門家あるいは消費者等からなります情報検討委員会を各分野ごとに開催いたしまして、皆さん方からいただいた意見をベースにその内容の向上に努めている次第でございます。また、毎月の編集会議の場におきまして、それぞれどのようなものを重点にするか等につきましても、検討をしている次第でございます。このような点におきまして4ページの下段に書いてございますけれども、利用者の満足度は高まってきているというふうに評価をいただいているところでございます。

5ページをお願いいたしたいと思います。財務内容の改善でございます。第3の各自に書いてございますように事業費を14年度と比べ45%の削減をし、また一般管理費につきましても19%の削減を到達したというところでございます。また、私ども(4)あるいは(5)に書いてございますけれども、それぞれ年度途中で借入金をする場合につきましても、可能な限り借り入れコストの低減に努めているところでございます。

6ページをお願いしたいと思います。そのほか先ほどご報告申し上げましたような短期借入金等々につきましても、できる限りその借り入れコストの低減に努めているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農業者年金基金よりお願いいたします。

○農業者年金基金理事長 農業者年金基金理事長の中川でございます。よろしくをお願いいたします。それでは資料5-2に沿いまして簡潔にご説明を申し上げます。

まず、1ページ冒頭のところでございますが、「業務運営の効率化」ということでございます。具体的には経費の抑制が一つの柱でございます。年度計画に沿いまして一般管理費では2.3%、事業費では前年同額を予算ベースで既に達成をいたしておりますが、さらに努力をいたしまして2つ目の小さな表、参考にありますように決算ベースで見ますとそれぞれ3%あるいは3.1%というふうに当初の計画を上回って経費の削減の実現ができてございます。また一般管理費の一つの項目でございます人件費につきましては中ほど(2)にありますように年度計画では1%の削減を計画しておりましたけれども、その下の①、②、③の2つ目のところではありますが、基金独自に今年の1月からさらに上乗せをいたしました、そういうカットをいたしまして結果的に前年度対比1.8%の削減を行ったところでございます。

それから2つ目の「業務運営の効率化」であります。1ページの一番下でありますけれども、19年の1月から新たに特例付加年金の支給を始めました。これが適正に行われますように担当者への研修等も行いましたし、また2ページの冒頭でありますけれども、こういった業務を正確に行うために電算システムの開発も必要でございます。これも年度計画に沿いましてきちっと行いました。さらに私どもは年金給付の関係、膨大な数の個人情報を持っております。したがいまして③にありますように情報セキュリティの関係は大変大事な点であります。外部法人に私どもの業務の監査をお願いをし、足らざるところはその指摘に従って改善に取り組んでいるところでございます。

それから3、「組織運営の合理化」であります。これも18年度中に1名職員を削減し、83名となっております。19年度にさらに1名の削減を予定いたしております。

それから4の「業務運営能力の向上」でございます。農業者年金の業務はやっぱり私ども基金とそれから市町村などのJA、それから農業委員会に業務のかなりの部分を委託しております。したがいまして、この業務運営能力の向上となりますと基金の職員の研修などによりますスキルアップとともに業務受託先の担当者のスキルアップも大事

でございます、2ページから3ページにかけて計画的に各種の研修を行っているところでございます。一つ例を申し上げますと、3ページの上の方の④のところですが、都道府県段階で各市町村の担当者を集めて研修会をする、その際に講師として私ども職員が現地におもむいて研修をいたしますけれども、1年間で派遣件数148件、人数が200名余ということでございます。こういった形でできるだけ能力アップのための努力をしているところでございます。

その次の5の「評価・点検の実施」であります、農業者年金の場合は受給者の代表の方、学識経験者の方々に集まっていただいて運営評議会を年2回開催しております、そこでいろいろなご意見をいただいてそれを業務に反映をしているわけでございます。それが5の①、②、③に具体的には書いてございます。それから先ほど言いましたようにかなりの部分の業務委託がございまして、基金の方からそれぞれの業務受託機関に出向いて、業務が本当に適切に行われているかどうかということの考査も行っております。

3ページ中ほどから下2つ目の大きな項目「国民に対して提供サービスその他の業務の質の向上」でございます。先ほども申し上げましたが、年金業務はそれぞれの加入者の方々の正確なデータをきちっと持っていることが大事でございます。1つは国民年金等の記録と突合を行うことをいたしておりますし、またサービスという点からいたしますとそれぞれ年金の請求などの書類が上がってまいりますと、できるだけ迅速にそれを処理することも大事でありまして、もう既に目標値を決めておりますが、その目標値を上回って処理はいたしておりますけれども、4ページの冒頭にありますように、ごくわずか期間を超えて処理がされているものもあります。そういうものにつきましては原因を整理し、受託機関に対して指導も行ってきているところでございます。

それからもう1つの大きな柱は、加入者の方々からお預かりをした保険料を基金として一括して運用する業務がございまして、安全かつ効率的な運用ということで基本方針、大臣認可の基本方針に基づいて資産運用を行っておりますけれども、2の(2)にございますように各年度四半期毎に外部の専門家にお入りいただいた資金運用委員会を開きましてパフォーマンスの評価分析も行ってございます。それからもう1つは、(4)のところでございますが、お一人お一人加入者の方々に1年に1回、今まで幾ら保険料を納めていただいたか、それからまたその納めていただいたものを運用した結果、当年度にどれだけの収益が上がったかということをお一人お一人に通知をいたしまして、透明

性の確保を図っているところでございます。

3番目の「制度の普及推進」であります。今基金としてはここが一つの課題でございます。農業者年金は平成13年に大改正をいたしました。それまでは強制加入であったことから、旧制度の年金給付は全額国庫負担による給付することされ、受給者の方の年金額の平均1割カットを行いましたために農業者年金そのものに対する不信がございました。したがって、平成14年から新しい制度に切り替わったのですけれども、当初はなかなかそのことが浸透せずに新規加入が低迷をしておりました。4ページの下を表をごらんいただきたいと思います。15年度、16年度、17年度は大体1,600人程度の新規加入であったわけです。そこを18年度は加入推進特別対策などを行って、18年度実績2,296人と対前年で39%、約4割の増ということで努力をした結果が少し見えてきたと感じております。このことは5ページの上にグラフでも示しておりますが、18年度の月別推移を見ますと年度後半から、11月ごろから対前年同月比で倍近い増加が見られるようになりまして、今年度に入りまして4月、5月の実績でもその勢いがまだ続いているということで、一段と私ども努力をしたいと思っております。

それから最後の5ページの第3、第4であります。財務内容の改善あるいはその他のところの借入金をできるだけ安い利率で資金調達をするということにつきましては、当初の計画どおり実施をしているところでございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、次に農林漁業信用基金よりお願いします。

○農林漁業信用基金理事長 農林漁業信用基金の理事長の埭でございます。私どもの平成18事業年度の業務実績概要についてご報告いたします。お手元の資料5-3の1ページをご覧ください。第1の「業務運営の効率化」についてでございます。1の事業費の削減・効率化でございますが、当然のことながら厳正な保険あるいは保証引受の審査をやっております。また長期借入金の一般競争入札も実施いたしました。こういったことによりまして14年度予算対比で5%以上の削減という目標に対しまして、実績では40.5%の削減が図られました。

2の「業務運営体制の効率化」でございます。管理部門におきましては事務の合理化によりまして人員を1名削減いたしました。また公用車につきましても1台を廃止いたしました。それから研修につきましても少し整備をいたしまして、例えば階層別の養成

研修をするなど、あるいは専門的な能力開発研修、こういったふうに区分いたしまして仕組みを整備し、計画的に実行いたしました。

3の「経費支出の抑制」でございます。一般管理費につきましては電算システムの自主運用、こういったことによりまして14年度予算対比で13%以上の削減という目標に対しまして、実績では29.7%の削減ができました。また人件費につきましても18年度以降、2年間で少なくとも2%削減と、こういう目標に対しまして人員削減等によりまして実績では3.5%の削減をいたしました。また、契約事務につきまして一般競争の範囲の拡大、これは先ほど言いました長期借入金の入札、それから随意契約の公表等を行い、改善を図ってまいりました。

4の「内部監査の充実」でございます。18年度につきましては林業信用保証業務等につきまして内部監査を行いました。また前年度監査につきまして、その改善状況について確認をするなどフォローアップ監査を実施いたしております。

それから5の「評価・点検の実施」でございます。業務実績の自己評価を実施するとともに、18年度からは他部門の関係者も加わりまして、各部門をいわば横断的に評価をいたしまして、評価結果を業務運営に反映させる仕組みといたしました。

それから、一番最後の6の「情報処理システムの効率的な開発・運用」でございます。システムの効率的な運用を図るためバックアップ装置の増設あるいは必要なプログラムの開発をいたしました。これによって例えばある部門では経費の削減が3,000万円も図られるとか、あるいはエラー案件の処理日数の短縮が図れる、こういったようなことが実現できました。

2ページをお開き願います。第2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」についてでございます。まず、1の「事務処理の迅速化」でございます。これにつきましては標準処理期間を設けまして事務処理の迅速化を図りました。期間内の処理割合は目標の8割に対しまして、実績99.8%ということではほぼパーフェクトに近い数字になりました。また、職員から業務改善策の提案を募りまして業務運営に反映させる制度を導入いたしました。この結果、例えば掲示板サイトの創設によりまして迅速な情報提供ができるとか、あるいは文書の電子情報化によりまして紙ベースの保管スペースの削減を図るなど、こういったことが可能になりました。それから専決事項の拡大も行いました。

次に2の「利用者に対する積極的な情報提供等」でございます。地震、台風などの相

談窓口の設置、それからホームページで提供する情報の充実に努めました。また、信用保険、保証業務につきましては、アンケートや関係会議で意見の交換を通じまして提供する業務の質の向上を図りました。例えば漁業の信用保険業務では関係機関に金融機関との責任分担についてのアンケートを実施、これを今後の業務運営に活かそうということを行いました。

3の「適切な保険料率等の設定」でございます。保険、保証業務ごとの料率につきましては算定要素の検証・点検を行いました。また林業信用保証業務につきましては19年度に、それから農業信用保険業務及び漁業信用保険業務につきましては20年度に料率改定を行うということでこれに向けた検討を行いました。

次に第3の「財務内容の改善」についてでございます。まず、1の「業務収支の改善に向けた取り組み」でございます。各県の基金協会と連携いたしまして、1つは大口引受案件についての事前協議。2つ目は延滞案件等の早期把握、3つ目は大口債務者についての個別協議、こういったことを実施いたしました。また、林業関係では保証リスクの厳格な審査、あるいは現地にまいりまして経営改善指導を行うとか、あるいはサービスの活用を実施いたしました。さらに収支の悪化が著しい負債整理資金につきましては、19年度から事前協議の範囲を拡大したり、あるいは部分保証を導入するということで対応してまいりました。

2の「責任準備金の計上」でございます。これについては将来の保険金あるいは代位弁済金の支払いリスクに備えまして、農業と漁業の信用保険業務、それから林業信用保証業務についてそれぞれ所要の責任準備金なり、保証債務損失引当金を計上いたしております。

次に3ページ、最終ページをお願いいたします。第4の「その他」でございます。1の「短期借入金」でございます。農業災害および漁業災害補償関係業務につきましては共済金等の支払いに必要な資金を貸し付けるため、81億円の短期の借入金を行いました。当然ながら中期計画の限度額の範囲内におさまっております。

2の「人事に関する計画」でございます。職員の専門性の育成に配慮した人事交流や研修を実施いたしました。また退職者の再雇用制度を導入いたしました。それから金融機関等から受け入れた人材を引き続き、必要な部署に配置をするなど人材の活用を図りました。

以上が18年度の農林漁業信用基金の業務実績の概要でございます。よろしくご審議た

まわりたいと思います。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの3法人の説明についてご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

いかがですか。はい、岡委員どうぞ。

○岡専門委員 最後の農林漁業信用基金についてなんですけれども、皆さんいろんな計画に基づいてというかご努力をなさっていらっしゃって、それぞれ実績は上がっているというか成果が上がっているということなので大変結構なことだと思いますし、敬意を表するのですけれども。今、特に信用基金の場合ですね、非常に資源問題というのが世界的にいろいろいわれていまして、国内資源をいかに活用していくかということでもいろいろ方法を講じて業界もしているし、官界もしていると思うんですけれども。そういう場合に今保険料率とかそういった料率の改定とかってそういうことを進めていらっしゃるようなんですけれども、なかなかタイミングとといいますかね、迅速性とでもいうんですかね、非常に実業界のそのスピード、ピッチ、そういうものにやはり基金としてもタイミングを合わせた迅速性が求められているのではないかなと思うんですね。その点を十分ご注意なさってやっていただきたいというのが1つと。

それからあと、経営改善等々、今特に林業の場合ですね、国内材を大事に使おうというのですけれども、ご承知のように今山に生長している木材というのはちょうど戦後植えたものであって、皆さん収穫した経験がない人たちが多いんですね。ですから経営指導に当たられるときに財務関係だけではなくて、そういった林業経営とでもいいますかね、そういうもの全般に対してのアドバイスというのも基金のような性格の機関では必要になるのではないかなと思うのですけれども、その辺何か、その2点についてですね、特に最後のそのアドバイスする場合に経営相談とでもいいますか、そういった点で何か具体的なものをお考えになっているか、実施なさっていらっしゃるかどうかお聞きします。

○農林漁業信用基金理事長 今、岡先生からご指摘された特に最後の林業の関係のところでは、皆さんご承知のとおりいよいよ国産材が注目を浴びるようなそういう今状況になってきておるわけでございます。私どもも先ほど申しましたように保証先の皆さんに、特に林業の保証先の皆さんには財務内容を点検してアドバイスということで、今やっておることはどちらかというとな財務的な観点からのアドバイスになっております。ただ、林業経営が今まで大変ご苦労されておりますので、単に財務内容を改善するだけではな

くて、これからの林業のいわば担い手をサポートするという観点からは、私どもだけではでき兼ねる部分は林野庁なり関係機関ともよく相談しながら全体としてバランスのとれた、林業事業のために少しでも役に立つような観点から、少し内容を詰めながらそういう視点を入れたアドバイスを今後ともやっていきたいと思っております。よろしくご指導いただきたいと思えます。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

どうぞそのほか、ございませんか。

○岡専門委員 ちょっといいですか。

○松本分科会長 はい、どうぞ。

○岡専門委員 これも何かお願いみたいな話になってしまうのですけれども、各機関の目的というのがそれぞれそういうお仕事がうまくいくように、進行されるようにとかいうのが本来の基金の目的だと思うんですね、それに対して基金の経営、つまり財務内容をよくするとか、そういうこといろいろなさっしていらっしゃいますけれども、目的と手段を一緒にするような、とにかくまず自分のところの経営側からやらなければいけないんだということだけではなくて、本来の設置目的といいますかそういう点に十分お気をつけていただいて、例えば金利とか料率の改定という場合にいうまでもない話かもしれないけれどもできる限り利用者の便に図れるような、つまりできるだけ低利にやっただけであればいいんじゃないかなと思えますので、その点の配慮について質問というよりもお願いみたいな話なのですけれども。

○農林漁業信用基金理事長 今、岡先生のご指摘された点、先ほどちょっとふれたのですが、評価点検の実施のところで、それが業務を通じてきちんと有効にあるいは効率的になされているかどうか、これを部門横断的に点検しておりますが、先生のおっしゃられたところを踏まえながら、一方で収支改善も大変強く要請されているところではございますので、私どもの最終目的は何かということをも十分踏まえながら今後ともそれに向けて努めてまいりたいと思えます。

○松本分科会長 そのほかどうぞ。

(発言する者なし)

○松本分科会長 よろしいですか、それではほかに意見がございませんようですので、今後平成18年度の業務実績の評価につきましては、各プロジェクトチームごとに作業を進めていただくようお願いを申し上げます。

それでは次に、「水資源機構の平成18年度評価基準及び業務実績の概要について」で
ございます。農村振興局及び水資源機構よりご説明をお願いいたします。

○農村振興局総務課長 農村振興局総務課長の前川でございます。まず、私の方から評価
基準、それからそういった手続につきまして先にご説明させていただきたいと思えます。

水資源機構につきましては国土交通省が主管の法人でございまして、農林水産省のほか
かに経済産業省、厚生労働省の3省が共管となっております。年度業務実績の評価は国
土交通省の評価委員会が行いまして、その際、農林水産省ほか2省の評価委員会の意見
を聴くこととされておりますが、この評価を円滑に実施するために関係4省の評価委員
が一同に会して4省の合同会議が開催されております。農林水産省の評価委員会からは
水資源機構プロジェクトチームに所属いただいております渡邊紹裕委員、戸澤正彦専門
委員、また本日はご欠席でございますが、中嶋康博専門委員にご参加いただいております。

今回、平成18年度業務実績の評価を行います4省の合同会議は8月7日に開催が予定
されておりますので、国土交通省の評価委員会から文書による意見聴取の求めがあった
あと、合同会議の開催までに農林水産省の評価委員会としての意見をまとめていただく
必要がございます。本日は概要版でございますが、全体の報告書の案をプロジェクトチ
ームの各委員の方に個別にご説明させていただき、7月上旬を目途にプロジェクトチ
ームの各委員と事務局で意見の原案をまとめさせていただきます。その後、松本分科会
長とご相談をさせていただきまして農業分科会の各委員の方々にお送りしてご確認をい
ただいた上で、最終的に国土交通省の評価委員会に意見として提出するという手続で進
めさせていただきたいと考えております。

次に、農林水産省評価委員会から意見を提出する範囲でございますが、独立行政法人
水資源機構法によりまして各主務大臣の所管業務というのが定められております。資料
6の1ページ、1の(2)の図に書いてございます。具体的には機構の組織にかかりま
す役員それから職員に関する事項と財務、会計に関する事項、また目的に治水を含む施
設に関する業務は国土交通省の専管となっており、その他の施設に関する業務を4省が
共管しているという形になっております。最後に水資源機構の評価基準でございますが、
主管でございます国土交通省の評価委員会における全法人統一の評価基準にしたがって
定められております。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、水資源機構より。

○水資源機構理事長 水資源機構の理事の森でございます。私の方から18事業年度の業務実績の概要につきまして、ご報告させていただきます。お手元の資料の6の5ページから報告書の概要がございます。その1ページをご覧いただきたいと思います。四角の枠で囲んであるものが18事業年度の年度計画の概要でございます。まず、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」として（1）機動的な組織運営でございます。機構に移行して以降、新たな人事評価システムを採用しておりますが、17年度の評価結果に基づきまして、18年度の給与に反映させるとともに適切な人事配置等を行ったところでございます。それから職員の資質向上につきましては、一人当たりの公的資格保有数を年度計画を超える1.19へ向上させることができました。

2ページをご覧いただきたいと思います。存じます。（2）の効率的な業務運営でございますが、年度計画に基づき、各項目について着実に実施したところでございます。（3）事務的経費の節減でございます。事務的経費につきましては、52名の定員削減による節減、それから給与水準の適正化の取り組み、これらに加えて事務的経費の節減の取り組みを行うことによりまして14年度比11.7%、総額で約30億円節減したところでございます。

それから次のページ3ページでございますが、（4）総人件費改革に伴う人件費の削減ということで計画どおり平成17年度比で1.0%の削減率となったところでございます。

（5）事業費の縮減につきましては、国の予算で決まっておりますが、平成14年度比で15.7%減となったところでございます。

次に「2. 国民に対して提供するサービスの質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の（1）業務執行に係る基本姿勢でございます。3つの不適切な事案がございます。1点目は、徳山ダム建設事業における不適切事案ということで、徳山ダム建設所において補償対象としないという事務所方針であった水没地内の木材運搬用の索道、ロープを建設所の職員が地元関係者からの執拗な要求に応じて契約等決議書の決裁未了のまま補償契約を締結、支出を行うという不適切事案が発生しました。これは16年度に続いて二度目でございます。機構の内部統制に関する重大な問題と認識いたしております。このため理事長はじめ本社役職員が直接現場に出向いて職員一人一人と議論することを基本に職員の意識改革の徹底を図るとともに、経理システム等の改良を行ったところでございます。

2点目が水門設備工事における談合事件でございます。本年3月公正取引委員会は水

門メーカー13社が水資源機構の前身である公団のOB 2名が退職後に各一回出した意向を受けて機構のダム用水門設備工事につき談合を実施したと公表いたしました。OBの行為は官製談合法違反ではございませんが、談合を誘発助長したものであり、今後このようなことがないよう公正取引委員会から要請を受けたものでございます。機構では、この要請及び国交大臣の指導を受けまして外部有識者を加えた委員会をつくり、事実関係の調査を行うとともに再発防止策をとりまとめ、先週6月15日に公表いたしました。この過程でOB 2名、水門メーカー世話役、設備工事発注に携わった職員、元職員161名から聴取を行いました。

結果、事実関係でございますが、この事案は滝沢ダム、それから徳山ダムの放流用水門でございます。このOB 2名はこれらの両ダムともに超高压、水門に超高压がかかるため施工能力が劣る業者が受注すると災害が起こるという恐れをもっておりました。それで1名、元常務参与は13年9月に業者が作成した割り振り表を見せられまして、業者が施工可能だと判断した上で、「ああ、そうですか」と、こう述べたということでございます。それからもう一人、元理事は15年秋に徳山ダムの工事の難易度、メーカーの技術力に関する存念をメーカーの世話役に伝えたと、これはいずれも独禁法等の入札関係法に違反する行為でございますが、二人ともその認識は極めて薄弱であったということでございます。なお、OB 2名ともに機構退職者の再就職先確保、その他個人的な利益の取得を動機として関与した事実は確認できませんでした。なお、現役職員による官製談合の事実は認められませんでした。再発防止策としては現職員に対し独占禁止法等法令遵守の徹底、それから事業者とは複数の職員で応接することを徹底、不当な働きかけを受けた場合に理事長等へ報告するシステムの導入、一般競争入札の拡大、また談合に関与したメーカーへの全ての役職員の再就職の自粛、それから引き続き機構受注会社に対する役員及び幹部職員の再就職を自粛、こういうことを発表したところでございます。

それから3点目が河川法に基づく手続の不備ということで、電力会社の事案件を受け、国交省からの依頼に基づき自主点検を実施したところ、正規の手続を経た河川法の占有施設に監視カメラを設置した際に河川法の手続を経なかったなど、一部に手続の不備があることが判明いたしました。このため河川管理者と協議し、すみやかに必要な是正措置を講ずるとともに、再発防止策として法令遵守のための教育体制の強化、チェック体制の整備などに取り組むことといたしました。

それから(2)これはダム関係でございます。5ページ、ダム事業につきましては8

事業の進捗を図りまして、滝沢ダム、徳山ダムにつきましては19年度で事業を完了し、平成20年度から管理移行する予定でございます。6ページ、一番上段の大分県の日田市の大山ダムにつきましては今年度から本体工事に着工する予定でございます。それから6ページの下、用水路関係でございます。愛知用水二期事業につきましては予定どおり18年度で事業を完了いたしました。なお、16年度に完成した水路等施設について18年度の農業土木学会上野賞を受賞したところでございます。7ページをごらんいただきたいと思っております。豊川用水二期事業でございますが、大規模地震対策及び石綿管除去対策の制度提案を行いまして19年度から実施が認められたところでございます。

(3) は管理関係でございます。9ページでございますように18年度は全国的に大雨が発生し、機構の9ダムで延べ36回の洪水調節操作を実施いたしました。その際、下流の浸水被害を押さえるよう配慮した放流操作を行ったところでございます。

10ページに「その他施設管理等」とございます。機構では幹線水路において実施している施設の長寿命化対策を支線水路にまで範囲を拡大して実施する事業の制度提案を行いました。これは大規模な施設の改築に至る年数を延長し、利水者の負担とともに国費の負担軽減に資するものでございまして、19年度からの実施が認められたところでございます。

11ページの下段、(5) 総合的なコストの縮減でございますが、水資源機構のコスト構造改革プログラムに基づきまして取り組んだ結果、14年度予算比で16.0%の縮減率を達成したところでございます。

続きまして12ページは、環境保全への配慮でございますが、水資源の開発または利用と自然環境の保全の両立を目指しましてダム、水路などの施設を建設管理していくにあたって、動植物の生息、生育環境などの自然環境への影響を回避、低減するための12ページ、13ページに載せております保全のための様々な取り組みを積極的に行ったところでございます。

それから14ページ、15ページ、16ページ、17ページは省略させていただきます、最後に18ページ、(12) の技術力の維持・向上でございます。その中で19ページに新技術関係でございますが、緊急時における水供給手法の確立のために経済産業省が実施する調査の一環として水輸送用バック及び可搬式海水淡水化試験装置を用いた試験を実施いたしました。

それから19ページの下段でございますが、環境省の地球温暖化対策技術開発事業に応

募いたしまして、水面の利用した大規模太陽光発電システムの技術開発について採択を受け、19年度から実施することとしております。

以上でございます。

- 松本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。どうぞ。

(発言する者なし)

- 松本分科会長 ございませんか。ただいまの水資源機構からのご説明のところに12ページにありますように自然環境の保全の中で、確かに畑とか田んぼの生物多様性については農林水産省が非常に今力を入れて生物多様性を推進していこうと、こういうところが出てきておりますけれども、こういう人里離れたダムにおける、特に希少性の高い生物の保護というのがやっぱりどうしてもないがしろになる、そういうところがございますので、特にこうした点を重視して日本国土全体にわたっての生物多様性へのご配慮をお願いしたいと、これは質問でも何でもございません。お願いでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

ございませんか、そのほか。

(発言する者なし)

- 松本分科会長 ございませんでしたら、それでは国土交通省評価委員会に提出する意見としましては、プロジェクトチームの3名の委員の方を主体に案をまとめていただいた上で書面で皆様にお諮りし、最終的には私にご一任していただきたいと、そういうふうと考えておりますが、それでよろしゅうございますか。

(うなづく者あり)

- 松本分科会長 ありがとうございます。それでは、水資源機構についてはこのような手順で進めさせていただきます。

次の議題に入ります。次は「短期借入金の借り換えの報告について」でございます。

まず、農畜産業振興機構よりご報告をお願いします。

- 農畜産業振興機構理事長 資料7-1に即しましてご説明申し上げます。まず、砂糖勘定の借り入れでございます。お手元の資料の3ページをお開きいただきたいと思います。砂糖勘定では収入が毎月平均してあるのに対しまして、支出がてん菜あるいはさとうきびを収穫いたします10月以降から翌年の4月までになるということでございまして、その間を調整するために短期借入金を行っているわけでございます。お手元の2ページを

お願いしたいと思います。今年度の農業分科会でご説明し、ご承認いただきました借り入れ限度額337億1,200万円ということがございますけれども、現実には借り換えを行いましたのは2ページの4に書いてございますように328億6,400万余円につきまして借り換えを行ったところでございます。借り換えの条件等につきましてはそれぞれ入札等を行い、可能な限り低減するように努めたところでございます。具体的には、329億円のうち半月ごとにくる分と、それから6カ月間の借り入れの2つに分けてまして借り入れを実施したところでございます。

もう1つの生糸につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料の6ページをお願いしたいと思います。生糸につきましては、ここにございますように15年度末に139億円というような借入金の残高がございますけれども、逐年減少に努めてまいっております18年度末には59億円というような水準になっているわけでございます。私どもが3月に開催されました農業分科会におきましてご了承をいただきました59億1,200万円の範囲内でございます59億1,120万余円につきまして借り換えを行ったところでございます。借り換え等につきましてはそれぞれ入札等を行い、可能な限り低減に努めたところでございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農林漁業信用基金よりご報告をお願いします。

○農林漁業信用基金理事長 それでは、短期借入金の借換につきましてご報告いたします。資料7-2をご覧ください。この件につきましては去る3月1日の農業分科会においてご審議をいただき、その後、主務大臣の認可を受け、3月30日付けで借り換えを行いました。その結果についてご報告するものでございます。この借換の趣旨は1に記載のとおりでございます、省略させていただきます。

3月30日に行いました借換の内容は次のとおりでございます。借換金額は16億3,500万円、複数の金融機関にオファーを出しまして借入利率はその一番低い0.69%でございました。償還日は4月25日ということでございます。既に償還期限を過ぎておりますが、これにつきましては4月25日に償還を終えているところでございます。

以上、ご報告いたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。それではただいまの農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金の短期借入金の借換についてご報告がございました。これについてご質

問、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞ、何かございませんか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 特段ご意見がございませんので、これでよろしゅうございますか。

(うなづく者あり)

○松本分科会長 それでは、次は農林漁業信用基金より長期借入金の入札結果について、ご報告をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 それでは農林漁業信用基金の平成19事業年度の長期借入金の入札結果についてご報告いたします。

資料8をご覧ください。この件につきましては、去る3月1日の農業分科会においてご審議をいただきました。その後5月1日付けで主務大臣の認可を受け、このほどその上期分についての入札を行ったところでございます。その結果についてご報告いたします。

2の平成19年度上期の長期借入金入札結果をご覧ください。入札日は6月1日、借入金額は18億800万円で落札利率は1.322%でございました。ちなみに借入期間が同じ4年の、残存期間4年の国債の利回りが1.246%でございますので、相応の借り入れができたものと評価しております。以上が上期分の長期借入金の入札結果のご報告でございます。

なお、下期の借り入れ分につきましては10月に競争入札により実施することと予定しております。また実施後、改めてご報告を申し上げたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。ただいまのご報告についてご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

(発言する者なし)

○松本分科会長 よろしゅうございますか、それでは次に移ります。

次は「中期目標期間終了時の見直しについて」という議題でございます。会議の冒頭におきまして文書課から農畜産業振興機構、農業者年金基金及び水資源機構が今年度業務組織等の見直しが求められているという趣旨の説明がございましたけれども、この3法人について説明をいただこうと思っております。なお、時間の関係で1法人当たり恐縮でございますが、5分程度でよろしく申し上げます。

それでは、まず農畜産業振興機構について生産局よりご説明をお願いいたします。

○生産局総務課長 生産局の総務課長をしております藤本でございます。資料の9-1をご覧いただきたいと思っております。

ただいまご説明ございましたとおり、去る5月28日に総務省政・独委の評価分科会のヒアリングで若干ご指摘をいただいたものがございますので、これに対しまして私の方でご意見を述べさせていただいたその経過についてご説明をさせていただきます。ここに書いてございますとおり、1枚紙の裏表でまとめておきましたけれども3点ばかりご指摘をいただいたところでございます。

まず、1つ目として農畜産業振興機構のアウトカムについて具体的にどのようなものを考えているかというようなご指摘でございました。これにつきましてこの機構法における目的、この機構の目的は一番左の欄に記載してございますけれども、この目的の達成度合を直接的に図るための成果目標は設定されておられません。これはこの目的を達成するための達成度合といえますか、そういったものに関しては国も含めていろんな関係者がいるわけでございまして、そうした関係者全体の取り組みによって達成せられるべきものと考えております。したがって機構の業務だけを取り出して評価することはなかなか難しいのではないかと申し上げさせていただいたところでございます。また、下から4行目、5行目のところに書いてございますとおり、機構が所管をいたしております農畜産物の生産量が安定的に推移しているということをもって一つの成果ではないかと考えているということも申し述べさせていただきました。また、個々の事業費の削減、また業務運営の効率化といった経費の削減につきましては目標を設定してその達成に向けて取り組みを進めているところであるところのご回答をさせていただいているところでございます。

2つ目の指摘といたしまして、その下のハコでございましてけれども、牛肉等関税財源、これは特定財源でございましてけれども、この特定財源のあり方について見直すべきではないかというご指摘をいただいております。先ほど業務実績の説明で理事長からもご説明をさせていただいたところでございましてけれども、BSE対策を除きまして機構に対する交付金予算といいますか事業は大幅な減額になっているところでございます。また、ここの「また」のパラグラフのところに書かせていただいておりますけれども、17年度に会計検査院から肉用子牛等対策を対象といたしました特定検査が実施されまして、ここに書いてございます肉用子牛生産者の補給金制度の運用の適切な見直しであるとか、事業の更なる精査と事業に関する情報の生産者に対する積極的な開示であるとか、こう

いったことについてご提言をいただいたところでございます。これらの提言も踏まえつつ、ここに書かせていただいておりますが、乳用種子牛の保証価格の見直しであるとか、機構のホームページを活用した事業実施要綱等の公表であるとか、こういったところを進めているところでございます。

1枚おめくりをいただいて、ここの上のハコの続きでございますけれども、2つ目のパラグラフの「更に」のところでございますけれども、近年BSE対策でございますとか高病原性鳥インフルエンザ対策でございますとか、こういったところにもこの特定財源の制度を有効に活用させていただいているところでございまして、これによりまして機動的に機構が対策を講じてきたところでございます。このような状況にあることから私どもといたしましては、特定財源のあり方そのものの見直しを検討する段階ではないと考えておりますと申し上げさせていただいております。ただ、今後とも事業の効率化、重点化等の取り組みを進めていきたいと考えておりますとお答えをさせていただいております。

最後に地方事務所が存在する理由についてもご指摘がございました。これにつきましては機構が行っております砂糖の事業でございますけれども、輸入をされますその粗糖等についての調整金を徴収するというような事業があるわけでございますけれども、この調整金を納付いただく輸入者、つまり国内の精製糖企業でございますが、この企業の利便性を考慮しつつ、税関の配置であるとか企業が存在している場所であるとか、こういったところにあわせて地方事務所を設置してきたところでございます。先ほど紹介ありましたとおり、今年から砂糖及びでん粉の業務が新しく機構で行うことになっておりますが、人員につきましては増員を行うことなく効率的に実施するというようにしております。こういったことから地方事務所についても新たな増員を行うことなく、新たな業務を行っていくという観点からその見直しを進めているところとお答えをさせていただきました。

ヒアリングにおけます主な指摘事項についての当方の意見は以上のとおりでございます。参考といたしまして当日のヒアリングの資料、それから提出させていただいた資料につきましてご配布をさせていただいておりますけれども、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、農業者年金基金について、経

営局よりご説明をお願いいたします。

○経営局構造改善課長 経営局構造改善課長の光吉でございます。よろしくお申し上げます。私からは農業者年金基金に関しまして先般行われた総務省委員会ヒアリングでの主な指摘事項4点についてお話をさせていただきます。資料9-2をごらんいただければ幸いです。

まず、1点目、加入者数が伸び悩んでいるのはなぜかというご指摘がございました。これにつきましては大きく3つの要因があると考えております。1つ目は、平成14年から新しい農業者年金の制度というものがスタートをしたわけでございますが、13年のその制度改正の際に旧制度の年金額の引下げを含む抜本的な制度見直しを行ったところがあります。そのことによって生じた農業者年金に対する不信感みたいなものが根強く残っているという点があるかと思えます。

2点目、これは将来の年金の受給にかえまして特例の脱退一時金の受給を希望される方が予想外に多かったということがございます。

3点目、これは新制度は将来の自分の年金原資を自分で積立てていただく積立方式の確定拠出型年金でありまして、年金額が加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度であります。そのことですかあるいは意欲ある担い手の方に対して保険料の国庫補助を行っているといった、こういったメリットにつきまして農業者の方への説明が不十分な点があったのではないかというふうに考えております。なお、平成18年度末の加入者数の累計は約8万4,000人となっております。現在農業者年金基金と関係団体が一丸となりまして21年度までに加入者数を10万人にするという目標を掲げまして積極的な加入推進活動を行っているところであります。

ご指摘の2点目でございます。制度の普及活動に係る委託費の効果が不十分ではないか、委託費の今後の改善に向けてどのように考えているのか。こういったご指摘がございました。現在、農業者年金の業務につきましては対象となられる方が全国各地に分散しておられます。そのため業務の効率的な実施や対象者の方の利便性、こういったものに配慮いたしまして申請書等の窓口業務につきまして市町村の農業委員会ですとかあるいはJAに委託をしているところであります。これらの受託機関に対しまして業務委託費を一定の基準により配分を当然ですがしているわけでございますが、現在の配分基準の中には頭割りの一律に配分している部分、定額割というべきものでしょうか、これと実際の加入者数などの実績に基づいて配分している部分、実績割とでも申しまししょう

か、この2つがあるところであります。このことにつきましては今後は一律的な配分よりもむしろ加入促進にインセンティブを与えるような配分にするなど委託費の効果的な使い方、これを現在検討しているところでございます。

3点目のご指摘になります。農業者年金基金の必要性についてご指摘がございました。農業者年金制度につきましては農業者の担い手の確保やほかの産業並みの農業所得の確保という極めて農業政策的なこの要請から設計されたものであります。ほかの年金制度とは異なりまして年金の裁定、年金額の決定といたしましうか、こういったものにあたりまして農地などの権利移動の確認が必要となりますなど、農地制度などとも密接に関連しているところであります。また制度の適切な運営を図る上で最終的に年金に関する決定を行う際には、当然でございますが中立的かつ全国統一的な制度の判断、こういったものを確保していかなければなりません。このため農業者年金制度の実施につきましては制度の発足以来、長年にわたる業務の実績、ノウハウ、こういったものを有する農業者年金基金が行う必要があるというふうに考えております。年金基金では加入資格や年金給付についての最終的な審査、決定、加入促進の取り組みや年金の資産運用についての方針の策定、保険料の管理、年金の支払いなど膨大かつ幅広い業務、これを担当して頑張っているところでございます。

最後に4点目でございます。旧制度、先ほど申し上げましたが14年度から新しい制度になったわけですが、それまでの旧制度の年金の給付はいつまで続くのか。こういったご指摘がございました。農業者年金基金におきましては現在平成13年の改正前の昔の制度、旧制度にかかる年金などの給付事業、これを経過的に行っております。この事業につきましては過去に保険料を納付してこられた方が有している年金などの受給権への期待に対する義務として法律上当然ですけれども、やらなければいけないこととなっております。したがって、今後ともこれはきっちりやっていく必要があります。したがって、いつまでかという話であれば、旧制度におけるこの年金の給付につきまして受給権者の方々の死亡されることによりまして年金の給付が終了するまで継続するということとなります。ボリュームはしたがってだんだんと落ちてくるということになりますが、当時20歳代で加入された方もおられますので、旧制度に加入されている方が生きておられる限りは年金を支給するという業務の必要が続いていくわけでございます。

以上で簡単でございますけれども農業者年金基金の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○松本分科会長 どうもありがとうございました。それでは最後になりますが、水資源機構について農村振興局より説明をお願いいたします。

○農村振興局総務課長 農村振興局総務課長の前川でございます。水資源機構の関係で説明させていただきたいと思います。お手元の資料の9-3によりまして水資源機構に関します総務省政策評価・独立行政法人評価委員会と先ほどご説明いたしました主務省4省との間で議論しております事項のうち、特に農林水産省の所管に関連いたします指摘、これはページでいいますと1ページから3ページまでそれぞれの下線を付してございますが、その部分につきまして主務省側の回答をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、1点目がコスト縮減の要因別の内訳についてでございます。機構におきましてはコスト構造改善プログラムをつくりまして、中期計画で平成19年度において平成14年度と比較いたしまして15%のコスト縮減を図る取り組みを行っております。平成17年度の実績では12.5%、その内訳はごらんとおりとなっておりますということでご回答しているところでございます。

2点目につきましては、事業実施計画の変更が多い要因についてでございます。事業実施計画につきましては完了済みの事業のうち、変更なしが7事業、ほかは何らかの計画変更を行っております。変更の理由は工事着手後に判明した当初は予見できなかった対策工事の追加、利水計画の変更等ございまして、複数回変更している場合もその都度異なった理由で変更せざるを得なかった旨、回答しているところでございます。

3点目は、管理業務の実施主体の選定基準等についてでございます。機構の施設管理には直轄部分とそれから委託する部分がございます。直轄で行います部分は複数県にまたがる広範囲に位置し、上流下流各部の一体的な操作が必要な施設、委託する部分につきましてはこれに当らない下流部分の一部施設というふうになってございます。委託に当たりましての基本的な考え方は受託者となる地方公共団体や土地改良区等に安全で確実な管理ができる体制が整備されているか、受託者及び利水者に適切な費用について協議して決めている旨回答しております。また、関連いたしましてコストの比較、検証の実施の有無、包括的な民間委託の可否についてこちらに書いてございますようなやりとりをしているところでございます。

最後に総合技術推進室を設置したことの妥当性についてでございます。総合技術推進室は、現場の技術的な問題に対応するために各現場に分散配置していた職員を集約した

もので、現場と連携してより少人数で機動的に対応することが基本的業務でございまして、機構の本来業務と考えているということで回答しているところでございます。

以上が総務省の評価委員会との対応状況になってございます。なお、水資源機構の場合は、主務省でございまして4省が中期の目標期間終了前の検討をそれぞれの所掌の範囲内で行うことになっておりまして、それぞれの評価委員会のご意見をうかがうこととなっておりますところでございます。

以上でございます。

- 松本分科会長 ありがとうございます。ただいまのように農畜産業振興機構、それに農業者年金基金、それと水資源機構のそれぞれの政独委からの指摘事項を中心にご説明を受けたわけでございます。ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひします。どうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

- 松本分科会長 それでは、今後、中期目標期間終了時の見直し方の考えについては事務局及びプロジェクトチームにおいて作業を進めていただきたいと、そういうふうに考えております。これで第1部を終了いたします。第2部に移ります前にここでいったん休憩いたします。5分間の休憩をはさみまして次は15時25分から再開したいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

午後3時16分 休憩

午後3時25分 再開

- 松本分科会長 それでは、議事を再開したいと思います。第2部の審議は農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター及び家畜改良センターの5法人の議題を対象としております。なお、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の3法人はご承知のように本年4月に統合いたしまして、農林水産消費安全技術センターが発足しているところでございます。

それでは、1つ目の議題でございまして、「農林水産消費技術センターの役員給与規程等の一部改正について」でございまして、農林水産消費安全技術センターより説明をお願いいたします。

- 農林水産消費安全技術センター理事長 農林水産消費安全技術センターの理事長の山口でございます。当センターは平成17年度に行われました中期目標期間終了時の国の評価

委員会等による事務事業の見直しを受けまして、旧農林水産消費技術センター、旧肥飼料検査所、旧農薬検査所の3法人が本年4月に統合して発足をいたしました。発足後2カ月余りでございますけれども、科学的な手法による検査・分析により農場から食卓までの食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とする法人として統合のメリットを早期に発揮し、国民の期待に応えるよう積極的な業務の展開を図ってまいりますので、委員の皆様には今後ともどうぞよろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

今般の3法人の統合に伴い、役員に対して支給される給与等の基準を改正いたしましたので、資料10によりまして、主な改正点を説明させていただきます。

まず、役員給与規程の改正について4ページからの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。農林水産消費安全技術センターでは統合3法人が行ってまいりました業務を引き続き実施するとともに、各分野の密接な連携を図りつつ統合のメリットを発揮するため、「総合調整・食品等検査担当理事」、「評価肥飼料検査担当理事」及び「農薬検査担当理事」の3名の常勤理事を設置するとともに、常勤監事1名及び非常勤監事1名を設置しているところでございます。主な改正内容でございますが、ご覧の4ページの第4条の表のとおり、役員の俸給月額については統合前の3法人の役員の俸給月額を参考にしつつ、3法人の統合により職責が重くなることに鑑み、より幅をもって俸給月額を設定できるよう号俸をもって定めることといたしました。具体的に申し上げますと、理事長については職責は重いものの、人件費抑制が求められておりますことから、旧農林水産消費安全技術センターの理事長と同額とし、これを最高号俸の7号俸といたしました。また、理事及び監事につきましては、理事についてはその職責の重さに応じて2～6号俸、監事については1～2号俸を適用することといたしております。

次に、役員退職手当支給規程の改正についてでございますが、主な改正内容は31ページをご覧いただきたいと思います。旧法人から引き続き常勤役員に任命された者の扱いであります。この31ページの附則の2にございますように、旧法人の常勤役員を退職しまして、引き続き農林水産消費安全技術センターの常勤役員に任命された者の退職手当の算定にかかる在職期間には、その者の旧法人における常勤役員としての在職期間を通算することを規定しているところでございます。

以上、主な改正内容について概要を説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明に対して質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○松本分科会長 それでは特段のご意見がございませんので、役員給与規程等の一部改正につきましては、当分科会としましては異議なしとの意見としてよろしゅうございますか。

(うなづく者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次の議題は、「独立行政法人の評価基準等の見直しについて」でございます。農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター及び家畜改良センターの見直しがございます。各プロジェクトチームごとに代表者から説明をお願いしたいと思います。それでは、農林水産消費技術センターPTの手島専門委員からご説明をお願いします。

○手島専門委員 農林水産消費技術センタープロジェクトチームを担当しております手島でございます。当プロジェクトチームは6月14日に担当の委員が全員出席しまして検討いたしました。今回のこの見直しについては大きく2つの要因によるものがございます。

まず、1つ目につきましては、ただいま松本先生からもお話がありましたように、この4月1日から3つの法人が統合いたしましたのでそれに関係するものでございます。資料は資料の11-1をご覧ください。1ページ、1の(3)、アンダーラインが引いてある部分でございます。今般の3法人の統合のために農林水産消費技術センター法の一部を改正する法律が成立いたしました。それに伴いましてこの統合によって肥飼料検査所及び農薬検査所が形の上で廃止されることになるということでもあります。したがって新法人であります農林水産消費安全技術センター、これが新しくなった法人の名前ですが、この第2期中期目標期間の評価を実施する際には廃止される肥飼料検査所及び農薬検査所が平成18年度に実施した業務実績についても考慮して行うということになっております。このような法律上の規定に則った評価を実施するために今回の改正において法律の条文と同様の文言を追記させていただいたということでもあります。この表にアンダーラインが引いてある箇所がそういう意味合いのことが書かれているということでございます。

それから続いて資料の3ページの3、「中期の評価実績評価の方法」というところがございますが、先ほどご説明いたしましたように中期目標期間の評価については廃止される2法人の業務実績を考慮して実施することが必要であることから各年度の評価結果を点数化して積み上げるという現在の方法ではなくて、5年間をトータルでの業務実績そのものを改め評価する方法に変更するということが必要であると考えております。これも実質的に評価できるように改善するということでございます。

それから改正要因の2つ目でございますけれども、平成18年度から第2期中期目標期間がスタートしていることから、第1期中期目標、中期計画において設定されていなかった事項、または第1期から第2期に移行する際に変更された事項について、新たに評価基準あるいは指標を設定する必要があるということでもあります。具体的な例を申し上げますと、評価基準についてはお手元の資料11-1の2ページの②をご覧くださいと思います。

小項目において人件費の削減に係る評価を行う場合の基準であります。この2ページの左側の上の方に「人件費の削減に係る評価を行う場合」というところと、その下の「上記以外の場合」というふうに分けて書いてありますけれども、従来のこの評価の仕方は下段の方の「上記以外の場合」のやり方だったんですね、それで目標に対して達成度合が100%以上であったらs、目標の達成度合が90%だったらa、達成度合が50%ならbとなっておりまして、目標が100%までいかななくても90%いってればaだというやり方で全体が成り立っていたわけでございます。

ただし、今回この人件費の削減につきましては、人件費は5年間で5%を削減するか、あるいは1年間で1%削減すると定量的な目標を決めておりますので、この1%削減目標に対して90%いってもaだというわけにはいかんわけですね。したがって、この人件費の削減に係る場合につきましては、目標の達成度合が100%の場合をaとしまして、そのほかの評価項目のやり方とa b cの配点のやり方を変えてあると、そういうことでございます。

それから評価指標の関係につきましてはお手元の資料の23ページの3つ目というのをちょっと見ていただきたいのですが、ずっと後ろの方になります。第1期におきましては、JAS法の規定に基づく立入検査だけを対象とした指標となっておりますけれども、第2期では法律に規定されました検査だけではなくてその前段にやるような任意の調査についても対象として含めた目標に変更いたしております。したがって、これは前

は立入検査というふうな言い方だったのですが、今度は「立入検査等」というふうに「等」が付いて仕事の範囲が広がっていると、そういうことでございます。このように第1期から第2期に移行したことに伴う評価指標の変更については、第2期中期目標、中期計画、年度計画において定められている目標に対応できるように評価基準に基づいて適切に設定をいたしたということでございます。

また、統合した3法人については第2期中期目標、中期計画策定時から効率化等の取り組み内容に関する目標の設定など、統合することを見据えて新たな目標として統一に対応すべき事項についても記載しているところであります。このような統合を見据えた目標等については、当然3法人が同様の評価を実施すべきとの考え方から3法人の間で調整を行って、可能な限り同様の評価が実施できるように評価指標等を設定しているところであります。今まで違う法人だったので多少微妙なところで使い方が違っているところをいろいろ統一しておこうということでございます。

ちょっと余分なことかもしれませんが、この統合については私どもいろいろ報告をうかがったのですけれども、この統合に向けて準備段階から実務レベルの統合のための研究会を非常に意欲的にやっております。また統合されてからもいずれも同じような分析検査機関なのですけれども、技術交換のための共同研修をやったり、大変積極的に統合に向けての準備や、また統合後の一体化のための努力もしておられるというところがありますので、大変良い方向にやっておられるなと思って拝見しておりました。

以上です。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、次に肥飼料検査所PTの深見専門委員からお願いをいたします。

○深見専門委員 肥飼料検査所プロジェクトチームを担当しております深見です。私どものプロジェクトチームは6月8日に担当委員全員が出席いたしまして肥飼料検査所の評価基準及び評価指標の見直しについて検討をいたしました。先ほど手島専門委員からご丁寧な説明がありましたので、統合に関することなどは簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

今回の見直しにつきましては先ほど手島専門委員からご説明がありましたように統合と第2期中期目標がスタートしたことによる2つの要因のものであります。まず、第一の要因であります。お手元の資料の11-2の1ページをご覧ください。3法人の統合に関するものであります。統合に伴う変更といたしましては、今般の統合で肥飼料検査

所は廃止されることになりましたので、肥飼料検査所としての第2期中期目標期間の評価は実施をしませんで、新たに発足した農林水産消費安全技術センターとして中期目標の評価を実施することといたしました。そのため先ほどの農林水産消費技術センターの改正と同様に評価の基本的な考え方につきましては、法律上の規定に沿った評価の実施をするため、今回の改正において法律の条文と同様の文言を追記させていただいております。

また、2の各事業年度における実績評価の方法ですけれども、これは従来各事業年度及び中期目標期間における実績評価の方法という項目でありましたが、中期目標期間の評価を実施しないとのことですので、今回の改正では削除させていただきたいと考えております。

また、第2期中期目標期間がスタートしたことによる改正点ですけれども、こちらの方は基本的な考え方といたしまして、先ほどの農林水産消費安全技術センターと同じであり、第2期に新たに設定された目標、第1期から変更された目標への対応、それと3法人の間で統一的に設定された目標につきましては横並び等の対応をさせていただいているということでございます。各指標関係でございますけれども、時間の都合もありますので詳細な説明は割愛させていただきます。

以上、肥飼料検査所プロジェクトチームからの報告であります。よろしく願いいたします。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは続きまして、農薬検査所PTの佐々木委員からお願いいたします。

○佐々木委員 農薬検査所プロジェクトチームを担当しております佐々木と申します。農薬検査所のプロジェクトチームでは6月13日に池山専門委員と私の2名が出席しまして評価基準及び評価指標の見直しを行っております。評価基準等の改正等々に関しましては今ご説明のありました手島専門委員、深見専門委員と同様の条件がございまして、法律の改正に伴った修正、見直しを行っているところです。ただ、農薬検査所の場合は他の2法人と少し違う点がありまして、そこを中心にご説明したいと思っております。

11-3の資料を用いまして、ご説明したいと思っておりますが、まず5ページをご覧ください。5ページの中ほどに②として「重み付けのある項目」というものがございます。これは農薬検査所独特の評価の方法になっておりますけれども、農薬検査所におきましては農薬の登録検査ですとか農薬製造者への立入検査、農薬G L P適合確認業務、あと国

際調和の推進等々の業務がメインでして、その中心的なものが農薬の登録検査という仕事になっております。これを効率的に効果的に行うことをこの検査所の最大の目標にしておりますので、業務を適切に評価するためにも個々の農薬の検査登録の仕事を重み付けをして評価をしなければ、適切な業務評価ができないというふうに考えております。これは第1期から行っている考え方で、今回の統合に際しましてもこの考え方を引き続き継続して行いたいと考えております。

重み付けとはどんなことなんだという疑問が出るかと思っておりますので、ちょっと16ページをご覧くださいませでしょうか。中項目の評価方法を規定しておりますが、失礼いたしました12ページでございます。12ページの②のところに「農薬の検査」という項目がございます。こここのところでは重み付けをするために迅速化の目標ということが挙げられております。農薬の検査そのものは小項目として設定されておりますけれども、従来は中項目の評価になっておりました。項目としては全体として中項目から小項目に変更しておりますけれども、3法人の統合を円滑に行うというところから新たに第2期の目標として立てた項目についても一つずつシフトして項目を立てておまして、そのところで重み付けをして評価をすることにしております。

8ページをご覧くださいませでしょうか。8ページの真ん中あたりに②として「重み付けのある項目」というのがございまして、こここのところでは農薬の検査がAであれば、「他の中項目」がBであってもAと評価するというふうになっておりますが、これをそのまま引き継ぎまして左の方の「重み付けのある項目」にやはり同じように農薬の検査業務が改善されていけばそれをAとするとなっております。これが各中項目から小項目に移ったところにそのままシフトしているのですけれども、それを一つずつ記載するのは大変だということで、実は1ページ目にごございます改正後の「評価の基本的な考え方」の(3)に考え方をまとめて記載することといたしました。長々とお説明いたしましたけれども、言いたいのはこの(3)のところでごございまして、検査所の業務は「農薬の登録検査」がその大半を占めるということで、農薬に関する仕事に関しましては重み付けをつけた評価を行うものとするということを引き続きやりたいということでまとめております。時間も余りございませんので、そのほかの項目については省略させていただきます。

○松本分科会長 ありがとうございます。次に、種苗管理センターPTの井上委員からお願いいたします。

○井上委員 よろしくお願ひいたします。種苗管理センターのプロジェクトチームを代表いたしまして評価基準の変更について検討いたしましたので報告したいと思ひます。資料は11-4をお開けください。

まず、評価基準の変更ですけれども、2ページのところをちょっと開けて下さい。業務運営の効率化につきましては、一般管理費3%、業務経費1%削減することとなったことから変更するものでございます。

続きまして3ページ、これは別紙に当たるものですが、評価指標のところをごらんください。左の方が改正後の文言を示しているものですが、業務運営の効率化につきまして中項目に当ります栽培試験の効率化につきまして、まず下線のところについて注目していただきたいと思うのですが、「栽培試験実施場所の再編・統合」という文言を追加いたしました。これは久留米分室と知覧農場及び金谷農場の廃止に伴いまして西日本農場への統合を意味するものでございます。

続きまして種苗生産の効率化につきましては、八岳農場で実施しております「ばれいしょ原原種生産・配布の他農場への移管」を追加いたしました。また、「ばれいしょ原原種の急速増殖技術を活用した生産体系の実用化・導入」という項目を追加いたしました。これはセンターとしても新品種の原原種の迅速な普及を図るためでございます。また、さらに「民間への部分的な移行についての検討」という項目を追加いたしました。これは規制改革、民間開放推進会議、平成18年12月においてなされたものですが、この会議におきまして民間企業におきまして生産意欲のある原原種については安定供給を図りつつ、民間移行を確実に、かつ早期に行うべきであるとの指摘を受けて追加したものです。その次ですが、「茶原種の生産及び配布業務の終了及び移行措置の実施」など評価基準の削除及び見直しを行いました。

続きまして4ページの下の方に記載しております部分をごらんください。国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上におきましては、これは最後の行ですが、「栽培試験結果の報告の迅速化」を追加いたしました。

続きまして、次の5ページのところですが、5ページの下線の部分をごらんください。国際化にあわせまして「植物の種類別の栽培試験実施方法の国際的な基準案の作成」という項目を追加いたしました。また、育成者権侵害に対する対抗措置といたしましてセンターに期待されている品種保護対策役、いわゆる品種保護Gメンといわれているものですが、この品種保護Gメンの増員等の活動強化に伴う評価等について

追加いたしました。その他細かい文言の改正等を行いました。ここでは時間の都合上、割愛させていただきます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、最後に家畜改良センターPTの向井委員からお願いをいたします。

○向井委員 家畜改良センターPTを代表しまして向井の方から評価基準の見直しについてご説明させていただきます。資料11-5となります。家畜改良センターの評価基準につきましては基準本文自体の改正はありませんが、別紙におきまして中期計画に属する各項目の評価単位を定めております。第1期の中期目標期間が平成17年度を終了いたしまして18年度から第2期の中期目標期間となりますことから中期計画も見直しております。このため第1期と第2期の中期計画の項目立てに変更がございます。これに伴いまして評価基準の評価単位も修正する必要が生じたから今回の一部改正を行うものであります。見直しにつきましては資料11-5のように微細項目から大項目の6段階の積み上げとなっており、7ページ以降には評価基準に基づいて作成しました平成18年度評価の評価シートとなっております。詳細につきましては時間の都合上、割愛させていただきます。

以上で家畜改良センターの評価基準の見直しについての説明を終わらせていただきます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは評価基準等の一部改正について、ただいまご報告いただいたわけですが、質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞお願いいたします。

向井委員、どうぞ。

○向井委員 一点少し教えていただきたいのですが、先ほどの農林水産消費技術センターの評価なのですが、いわゆる2法人が廃止されて1法人に統合されたということなのですが、この評価基準等につきましてはこれは個々にやられるというふうに理解してよろしいのでしょうか。農林水産消費安全技術センターというふうに統合されているというふうに聞いたのですが、消費技術センターという形で出ているので少し混乱しているのですが、説明していただければと思います。

○松本分科会長 では、回答を。

○手島専門委員 では、私の方から。

○松本分科会長 はい、どうぞ。

○手島専門委員 過去のものについてはこれは別々に行わざるを得ないんですね、それでこれは今計画期間の途中なものですから18年度からのやつがありますので、過去のものについては別々に行って評価をします。で、これ以降については全体として評価できるようにいろいろ文言や評価の基準を横並びに調整をしているということでございます。ただ、実際には仕事の中身は当然それぞれ違う仕事をしていますので、評価項目はそれぞれに合った評価項目がありますから項目毎に行うということには当然なるわけです。統一した期間としての効率性を上げていくようなことは、相当組み込まれておるように変更していきます。よろしゅうございますか。

○向井委員 はい、ありがとうございました。

○松本分科会長 平成18年度までは過去の3法人のそれぞれの評価方法によって、で、19年度からは新法人でやるということですね。ほかにどうぞ……はい、渡邊委員どうぞ。

○渡邊委員 今のご質問にも関連するのですが、1部でもありましたけれども18年度の評価の基準を決めたということですね。先ほどの1部も、18年度の業務の評価の評価方法を業務が終わった時点で評価方法を決めたという、そういうことになっているんですね。

○松本分科会長 そういうことですね。

○渡邊委員 ですよ、ですからそういう意味では普通の基準では、普通やっぱり終わってから評価基準を変えるというプロセスを私たちはとっていると、こういうことになっているわけですよ。

○松本分科会長 終わってからというのは……。

○渡邊委員 業務が終わってから業務を評価する方法を決めているという、そういう形にこの評価委員会としてはとらざるを得ないということですね。

○松本分科会長 ええ、とらざるを得ませんね。

○渡邊委員 中身については実際にしていただいたことを評価しやすいようにしているから現実的には問題ないと思うのですが、普通の考え方としては……。

○松本分科会長 終わってからですね。

○渡邊委員 終わってからルールを決めるというのは少し通常のやり方では違うんですが、そこら辺はどういうふうにか、どういふ位置づけになっているのか、ルール上は。

- 松本分科会長 では、どなたか……どうですか。
- 手島専門委員 評価は計画に対して実績を評価していくわけですから、計画そのものを変えているわけではないわけですね。
- 渡邊委員 今おっしゃる意味が、趣旨がよくわからないのですが。
- 手島専門委員 この実績評価をする場合はあらかじめ例えば年度別の計画がありますね、それに対して実績がどうだったかということを見ていくわけですから、その18年度について計画を変更しちゃっているわけではないんですよ。
- 渡邊委員 ですが、18年度の業務を評価する基準を業務が終わってから決めているという形になっているのではないかという、ちょっと違うのですか、私の理解は。
- 手島専門委員 ええ、違いますよ。
- 渡邊委員 どうしてでしょう。
- 手島専門委員 基準は変えていないですよ。
- 渡邊委員 私が誤解しているだけでしょうか。
- 手島専門委員 いや、基準そのものを変えて、基準といいますかね計画そのものを……。
- 渡邊委員 評価基準を見直しているわけですね、評価の基準を見直しているという……。
- 手島専門委員 これはまあ、形式的なものなんですよ、この見直しているのは。
- 渡邊委員 いや、それは私も先ほど申し上げたとおりなんですが、その形式がどうなっているかという質問をただで、実質的には私は何の問題もないと。それからそれはしていただいたことをわかりやすく評価するいい方法になっていると思います。それは問題ないのですが、私が申し上げたのはその形式のところはこの評価委員会としてはどういうふうになっているのかなという、ちょっとそういううかがい方をしたのですが。
- 手島専門委員 形式は変えなくちゃしょうがないわけですよ、これ。何か問題ありませんかね。
- 渡邊委員 いや、ですから問題ないというのをルールどおりに説明していただければいいという、そういうことですよ。形式的な質問に形式的な回答を求めるとすればそういうことなんですが、でも、そういうことであればちょっと頭を整理した方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。何か変なこと申し上げたのかな、私。
- 手島専門委員 くどいようですけども3法人も統合したついでに評価基準を何か水準を変えちゃったとかね、計画そのものをいじっちゃったとか、そういうことはしていないですよ。要するに実質的に当初立てた計画をもとにしてきちんと評価ができるよ

うにするということは変わっていないわけです。ですから、おっしゃるように問題ないと思います。

○渡邊委員 いや、ですから私申し上げたのは3法人に限って申し上げているのではもちろんないのですが。

○松本分科会長 要は18年度の評価を現行の評価基準でやられますか、こういうことではないでしょうか。

○渡邊委員 ほかの法人についてもね、一部でご説明になったことについても同じことを私はうかがっているつもりなんですけれどもね、同じことでしょうかね。

○松本分科会長 いや、要するにこの見直し案というのは実行は平成19年ですよ、今ですか、今やられるのですか。

○手島専門委員 18年度の実績については前の基準で……。

○松本分科会長 そうですよ。

○手島専門委員 ええ、そうです。19年度は新たな基準でやるということです。

○松本分科会長 そういうことでしょうか。

○手島専門委員 そういうことです。

○佐々木委員 違います。

○手島専門委員 違うの。

○渡邊委員 先ほどの1部のご説明については……。

○松本分科会長 佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員 すみません、きちんと経過を説明すればよかったのかもしれませんが、中期計画というのは複数年度にまたがっております。で、その初年度が18年度だったものですから、中期目標をトータルで最終評価しようとするためには初年度の評価も新たな評価基準を決めないと最終的に中期計画が終わったときに評価できない。ですから18年度は中期計画の初年度だったので3法人ばらばらに評価をしてしまうと新しい法人としての評価が初年度だけ評価対象からはずれちゃうんですよ。ですから初年度3法人別々に仕事をしていましたけれども、途中で一緒になったので過ぎ去った1年分も新たな法人の評価をした上で中期目標が全部達成されているかどうかをまとめるために、本来であれば別々にやってもいいのですけれども、それですと中期計画のトータルの評価ができなくなりますので、初年度分も3法人統合した基準で見ましょうということにしたのだと思います。

そこで文言ですとか中項目のレベルが全部違うものですから、それでシフトさせて全部揃えたというのが実態ですので、何といたたらいいのでしょうか……ですから初年度だけはばらばらに統合して、添付資料で消費安全技術センターはあとの残りの年度ですということで1+3で評価することも可能なのですけれども、効率化されたかどうかを見るためにはやはり統合の結果の効果もちゃんと評価しなければいけないわけですから、3法人の分もちゃんと新しい組織の評価方法でしておかないと、統合した効果が測定できないということだろうということで、もう18年度から新しい評価基準でやりましょうというふうになったというふうに理解して、私はやっていましたが……。

○松本分科会長 そうですか。

○手島専門委員 5年で見るというふうに何か書いてありましたね。

○佐々木委員 そうですね、最後中期目標はそうです。ですから、最初の年度だけ違うと困るんですよ。

○松本分科会長 事務局からこれに関してありますか。

○事務局 ございません。

○松本分科会長 特にございませんか。

○手島専門委員 そこは確かに組み替えですから複雑になるのですけれども、要は実質的にそれが変わらないようにしていけばいいのではないかと思います。

○松本分科会長 見直しというのはあくまでも3法人が統合した上で3法人に、要するに共通したもっと見やすい評価の方法というふうに私は受けとめているのです。もちろん、それで大筋では変わらないと、そういうふうに思いますけれども。

○手島専門委員 まったくそのとおりですね。

○松本分科会長 そうですよ、大筋ではまったく変わらない。

○手島専門委員 というか実質的には変わらないんですね。

○松本分科会長 実質的には変わらないですよ。

○手島専門委員 ただ、組織がその3つが一緒になったということによる形式的な組み替えをしたと、そうするとどうしてもつじつまが合わなくなるところがあつてですね、今佐々木先生が仰ったようなことも起きると、そういうところはいろいろ工夫を入れて実質的に当初計画に齟齬が起きないように、そういう形式的な調整をしていくというのが今回の見直しの方針ですね。何か目標値を全然変えたとか何とかというような見直しではないんですね。

- 松本分科会長 質問者の渡邊委員どうですか。
- 渡邊委員 いや、私はまだ釈然としないのですが、今の統合された今年度19年度から統合したあと発足されたこと、組織自体はちょっと複雑なんですけど、一部で議論されたようにもっと過年度に統合があったり、統合がなかったりのところについても18年度業務の評価に当たっての評価基準を今日の評価委員会で決めたということですよ。そういうことは、私だからそれは業務が終わってから業務の評価方法について少し手を入れているんだと、こういう筋になっているのではないかなと思うのですが、それはそのやり方でこの評価委員会ではいいのかという、そういうことを申し上げたのです。
- 手島専門委員 それについてはさっきから言っているように、その過年度分についてはそういうこと、これは形式上やらざるを得ないのです、評価としては。
- 渡邊委員 そうですね。
- 手島専門委員 それは形式的なものであって、実質的にその数値を変えたとか何とかということではないので……。
- 渡邊委員 いいと。
- 手島専門委員 いいと。それで問題ないのです。
- 渡邊委員 私もだから中身については、もっと……。
- 手島専門委員 例えばかつてある目標が100という目標があったと、それを1年やってみたら50しかできなかったんで1年たってからその目標を、かつて100だった目標を50に変えたとか何とかとか、そういう評価を恣意的なものだとかそういうような目標の変更ではないんですね。
- 渡邊委員 いや、目標については私は何も申し上げていませんが、要するに中身については繰り返し言いますように、中期目標が達成するような方向で私たちが評価するプロセスがきちっとできていればいいと思うのですが、そのところは先ほど言ったように業務が終わってから評価基準をいじるということ、私たちはみんな共通の認識としてやっているということであれば私はそれでいいということをお願いしているのです。
- 手島専門委員 そのとおりです。
- 渡邊委員 そういう意味で、だから今日決めたことに異論を申し上げているつもりはないのですが、少し手続についてあるいは基準の見直しの位置づけについてご質問が出たから先ほどのような質問を申し上げた次第です、中身は理解しているつもりです。
- 手島専門委員 これは中期計画の途中で統合ということが起きたから仕方ないんですよ

ね。

○渡邊委員 いや、統合に関係ない議論ですよ、私が申し上げているのはね。

○松本分科会長 わかりました。そのほかどうぞ。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんか。それでは、いろいろご意見いただきましたけれども、各法人の評価基準の見直しにつきましては今回の案でご了承いただけるものと、そういうふうに考えます。よろしゅうございますか。

(うなづく者あり)

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、当分科会としましてはこの方向で了承することにいたします。

続いては「平成18年度業務実績の概要について」でございます。これから各法人から業務実績の概要について説明をいただくわけですが、全法人について説明が終わった後に質疑応答に入りたいと思います。なお、恐縮でございますが、ご説明は極力簡単をお願いして1法人当たり大体5分ぐらいをお願いをしたいと考えております。

それでは、まず農林水産消費技術センター、次いで肥飼料検査所及び農薬検査所について、続けてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○農林水産消費安全技術センター理事長 ちょっと複雑で申しわけないのですが、消費安全技術センターとして、最初に旧農林水産消費技術センターの平成18年度の業務実績の概要についてご説明させていただきます。資料の12-1の1ページ目をご覧くださいと思います。

まず、第1の「業務運営の効率化」についてご説明いたします。1の業務重点化・効率化としまして、まず、1つ目としましては検査業務に従事する職員の割合の増加による検査業務への重点化、2つ目としましてセンターの調査研究の成果を活用した食品表示の検査の重点化、3つ目としまして検査分析時間の短縮、4つ目としまして食品表示の真正性に関する調査研究の重点化等を行い、いずれも目標値を達成したところでございます。

次に2ページ目をご覧くださいと思います。2の組織体制の整備としまして部の再編、監査室の設置、3法人の統合に向けた統合準備委員会への参画を行いました。また3法人合同の研修を実施するとともに、アウトソーシングや分析機器の有効活用による効率化などを行い、前年度と比べまして一般管理費を3%、業務経費を5.6%、人件

費を4.9%削減いたしました。

次いで3ページ目をご覧ください。第2の「業務の質の向上」についてでございます。まず、1の食品表示の監視業務についてでございますが、消費者の関心の高い遺伝子組換え食品や産地表示に関するものを含め6,067件の検査を実施いたしまして、是正、指導等を行いました。また、159の事業者に対して農林水産大臣の指示による立入検査等を適正に実施いたしました。

次に、JASマークを自らつけることができる認定事業者を認定する登録認定機関等に対して登録時の調査や定期的な調査を適正に実施するとともに、21の事業者に対して立入検査等を実施いたしました。

次いで4ページ目の3をご覧くださいと思います。JAS規格や品質表示基準につきまして利用実態や市販品の品質の調査などを行い、見直しの意見書を作成し、農林水産省に報告をいたしました。

4の国際規格に係る業務につきましては、ISOの食品及び林産物関係の国内審議団体として活動するとともに関係する国際会議に参加いたしました。

5の農林水産省が行うリスク管理のための有害物質の分析調査業務については、サーベイランス・モニタリング計画に基づき残留農薬やかび毒などについて2,000検体以上実施いたしまして、農林水産省に報告いたしました。

5ページ目をご覧くださいと思います。7の消費者対応業務ですけれども、ホームページ等を活用して消費者等へ情報提示を行うとともに食品表示110番等による相談や問い合わせに適正に対応いたしました。また各種の情報提供について顧客満足度を測定しました。

次に、第3の「財務内容の改善」についてでございますが、予算の執行を適切に行い、経費等の削減に取り組むとともに、自己収入も予算額を上回りました。

6ページ目をご覧くださいと思います。第4の「その他」といたしまして、耐震上問題がある神戸センターの移転新築のための用地の取得及び建築工事契約等を行いました。人員は24名削減をいたしました。また、遺伝子組換え食品としては我が国で初めて遺伝子組換え大豆等のPCR法による検査分析について分析試験所の能力に関する国際基準のISO17025の認定を取得いたしました。

以上が消費技術センターの業務実施概要でございます。

次に、旧肥飼料検査所の平成18年度の業務実績の概要についてご説明いたします。資

料は12-2でございます。その1ページ目をご覧くださいと思います。第1の「業務運営の効率化」についてご説明いたします。まず、肥料関係の業務の重点化・効率化としまして、登録申請事務の迅速化により調査期間を6.7%削減し、収去品の検査にかかる分析時間を0.8%削減いたしました。また、立入検査では有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等に重点化を図るとともに、検査の事務処理の効率化を行いました。

2ページをご覧くださいと思います。次に飼料関係につきましては有害物質の一斉分析法等の開発、改良によりまして分析の効率化と迅速化に努めました。また、飼料によるBSEの発生防止、輸入飼料を主体とした有害物質の汚染防止、未承認遺伝子組換え体流通防止に重点をおきまして効率的な検査に努め、615の事業場に対し検査を実施いたしました。

次に、土壌改良資材でございますが、集中的な立入検査による試験時間の縮減、事務処理の効率化を行いました。

2の組織体制の整備といたしましてはセンター同様、統合準備委員会の参画、アウトソーシング、分析機器の有効活用等による効率化を行いました。この取り組みにより、一般管理費4.5%、業務経費6.7%、そして人件費3.8%の削減を行いました。

続きまして3ページの第2の業務の質の向上についてでございますが、まず肥料関係ですが、登録情報につきまして適切な期間内にデータベース化を行い、データ提供を行いました。また、人畜に有害なヒ素、カドミウム、水銀及び鉛について立入週後、10業務日以内に分析結果をとりまとめました。

4ページの④に示しますように肥料公定規格の設定に関する調査としまして、カドミウム関連の5課題の調査を開始いたしました。さらに683の事業場に立入検査をして1028点の肥料を収去したところ、有害成分の基準値を超過したものが4点、保証成分量の不足等が87件ございまして、これらの原因究明等を行いました。

次に、飼料関係業務についてでございますが、5ページの上段でございますようにモニタリング検査を実施いたしまして、ホームページにより公表いたしました。また、農林水産省と連携いたしまして、乾牧草中のエンドファイト毒素による中毒が疑われる家畜被害の原因究明のため、輸入乾牧草等の分析を21点実施いたしました。さらに9課題についての調査研究、BSE関連の4つの調査等を実施したところであります。また、6ページの中段、(4)にございますように432の事業場に対して肉骨粉等の交差汚染防止の技術的指導を行うとともに、収去品が違反となった8件についても技術的指導を行

いました。

次いで7ページの下段から8ページをご覧いただきたいと思いますが、緊急時等の理由による農林水産省からの指示・要請に基づく業務ですが、肥料ではまず有害成分違反に伴う生産事業場等への緊急の立入検査を2件、BSE発生に伴う汚泥肥料生産事業場への緊急の立入検査2件を実施いたしました。また、飼料では魚粉等のマラカイトグリーン等について緊急立入検査と分析を実施して、輸入乾牧草から残留農薬であるプロモキシニル、これは除草剤でございますが、これが高濃度検出されたことから緊急立入調査並びに分析を実施いたしまして、いずれも農林水産省に報告しております。

次いで8ページの下段をご覧いただきたいと思いますが、第3の「財務内容の改善」についてでございますが、予算の執行を適切に行い、経費等の削減に取り組みました。また、統合に伴い運営費交付金の精算等の処理を行いました。最後に第4の「その他」といたしまして、札幌事務所の改修工事の実施、人員を1名削減しております。

続きまして、最後に旧農薬検査所の平成18年度の業務実績の概要についてご説明いたします。資料12-3の1ページ目をご覧いただきたいと思います。

まず、第1の「業務運営の効率化」についてご説明いたします。Ⅰの業務重点化・効率化として農薬の検査につきましては基準設定が必要な農薬では目標値検査期間1年4カ月内に終了した割合は92%、基準設定が不要な農薬では目標検査期間10.5カ月内に終了した割合は97%で、いずれも目標達成率90%以上を達成したわけでございます。なお、迅速化の目標を達成するために検査項目の重点化、検査業務の進行管理の充実、機動的な人員配置等を実施いたしました。

2ページ目の中段をご覧いただきたいと思いますが、組織体制の整備といたしまして、農薬検査業務に係る業務・システムについて最適化の検討を行うとともに業務手順の標準化を進めました。また、センター同様統合準備委員会に参画をいたしました。Ⅲの業務運営能力の向上としまして外部研修の活用、3法人合同研修を実施いたしました。このほかアウトソーシングや分析機器の有効活用による効率化を行いまして、以上のような取り組みの結果、3ページにありますように一般管理費を6.7%、業務経費を17.7%、人件費についても1.4%削減いたしました。

3ページ中ほどの第2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」についてでございますが、まず、農薬の検査につきましては検査業務の進行管理の充実、登録申請状況を考慮した検討会の開催により迅速化を行いました。また、登録農薬デー

タの適正管理、農薬登録申請者からの技術的相談への対応、農林水産省へのポジティブリスト制度や作物のグループ化に関する技術的協力を行いました。

4 ページ目をご覧いただきたいと思います。G L P 適合確認業務の迅速化につきましては、消費・安全局長から要請のございました試験施設全てについて目標期間内に査察結果を報告いたしました。また、国際調和の推進としましてO E C D 農薬作業部会等に職員を派遣したところであります。調査研究につきましては、調査研究費を重点的に配分すべき課題に80%以上を配分するとともに、新たに外部委員による評価を導入いたしました。

次いで5 ページ目の(4)をご覧いただきたいと思います。情報の適正な収集・分析及び積極的な提供といたしまして、ホームページからの提供情報の形式改善、研修指導、情報収集を行うほか、先に述べました以外の農林水産省の政策に対する技術的協力、農薬登録申請者へのアンケート調査を行いました。

次いで6 ページ目の3をご覧いただきたいと思います。ここには農薬取締法の規定に基づく農薬の集取及び立入検査を行い、全て目標期間内に報告いたしました。

次に第3の「財務内容の改善」についてでございますが、予算の執行を適切に行い、経費等の削減に取り組みました。また、統合に伴い運営費交付金の精算等の処理を行ったところでございます。

以上、全体として効率的でサービスの質の向上した業務運営を行えたというふうに考えております。なお、3 法人では随意契約を巡る情勢を踏まえまして、本年2月に随意契約基準額の改正を行って国と同額、例えばこれまで500万円以下でありました工事、財産購入、役務等の随意契約の基準額をそれぞれ250万円、160万円、100万円等に引き下げるというふうにいたしましたことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、次に種苗管理センターからお願いいたします。

○種苗管理センター理事長 種苗管理センター理事長の野村でございます。種苗管理センターの平成18年度業務実績概要につきまして資料12-4を使いましてご説明させていただきます。

種苗管理センターにおきましては大きく分けて3つの業務を行っておりまして、1つ目は植物の新品種の登録制度における栽培試験と、それから育成者権の保護・活用に関

する業務でございます。2つ目が流通種苗の検査、3つ目がばれいしょ、さとうきびの種苗のおおもとであります原原種の生産及び配布であります。

まず、第1の「業務運営の効率化」についてでございますが、栽培試験につきましては北海道中央農場、そして孺恋農場で行っております栽培試験業務を八岳農場へ集約化、また久留米分室におきます業務を西日本農場へ移管しております。この結果、9カ所で行ってございました栽培試験業務を6カ所へ集約化いたしました。2番目の育成者権の侵害対策及び活用促進でございますが、平成17年4月に新設しました品種保護Gメンにつきまして、これまでのつくば本所及び西日本農場の2農場4名体制から北海道中央、雲仙及び沖縄農場にそれぞれ2名配置しまして、5農場10名体制とし、機動的に全国対応できるようにいたしました。

3番目の種苗検査でございますが、久留米分室で行ってございました種苗検査業務を西日本農場へ移管いたしました。この結果、4カ所から3カ所に集約しております。4番目の原原種等の生産・配布でございます。ばれいしょの原原種生産につきまして県向けの原原種需要の減少に対応いたしまして、昭和22年から行ってきました八岳農場におけますばれいしょ原原種生産につきまして18年度をもって終了いたしました。それから(2)の茶原種の生産配布でございますが、これも昭和22年から60年間実施してきておりましたけれども、優良品種の普及率も9割を超えましてその役割を終えたということでございまして、18年度に移行措置を講じ、この3月をもって茶原種の生産・配布を廃止いたしました。

次のページをお願いいたします。5の業務運営でございますが、久留米分室につきまして先ほど来申しましたように栽培試験業務及び種苗検査業務をそれぞれ移管いたしました。本分室は、昭和24年に九州種苗検査室として設置したわけでございますが、この3月に九州沖縄農業研究センターに土地を返還し、廃止いたしました。それから(3)の事務運営の効率化でございますが、私どもは従来から国と同様の一般競争入札の基準を適用しておりまして、一般競争入札の状況は記載してあるとおりでございます。(4)経費の削減でございますが、以上の結果、一般管理費は対前年度比5.8%の減、業務経費は対前年度比1.1%の減、それから人件費につきましては1.9%の削減となっております。

第2の「業務の質の向上」でございます。栽培試験につきましては出願点数の増加に対応しまして対前年度比10%増の674点を実施いたしました。また(2)にありますよ

うに報告期間につきましても前年に比べ1.5カ月短い4.2カ月の見込みでございます。また（3）から（6）にございますように栽培試験対象植物の種類拡大あるいは審査基準案の作成等につきましては、目標達成あるいは、ほぼ達成しております。

3ページをお願いいたします。育成者権の侵害対策及び活用促進についてでございますが、（2）にございますように品種類似性試験として行いますDNA分析の対象におうとうを追加しております。また（3）にございますように侵害状況を証拠に残すために侵害状況記録を行う業務及び侵害にかかわる証拠品として苗あるいはその切り花等を保管する寄託制度を創設いたしました。3番の種苗の検査でございますが、検査につきましては検査依頼日から目標の50日以内に全て報告を行っております。また（3）にあります指定種苗の集取及び立入検査につきましても農林水産大臣指示に基づきまして的確に実施しております。（4）の原原種等の生産配布でございますが、それぞれの都道府県の需要量を把握いたしまして、表にございますようにほぼ需要に見合った配布を行っております。なお、表の中ほどの茶原種につきましては移行措置として挿し穂と母樹の配布を行いました。18年秋の挿し穂につきましては達成率が91.5%になっております。これは花粉症に効果があるといわれます「べにふうき」につきまして駆け込み需要がございまして、若干配布につきまして調整をさせていただきました。

4ページをお願いします。第4の「その他」にございますが、事務管理部門を集約化し効率化を図りまして、要員を4名削減しております。また内部監査と会計処理体制の強化を図るためにつくばの本所に監査役及び会計課を設置いたしました。

以上、おおむね計画どおりの実績を上げられたと、このように考えております。以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは最後になりましたが、家畜改良センターからお願いいたします。

○家畜改良センター理事長 それでは家畜改良センターからご報告します。資料の差し替えがありましたので、本日配布されております資料の中の資料12-5をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。

第1は、業務運営の効率化についてです。業務対象の重点化については①としてめん羊、実験用小型ヤギの種畜供給業務も中止し、乳用牛、肉用牛、豚及び鳥の4畜種に重点化しました。②としまして飼料作物種苗の増殖についても優良な新品種に重点化しております。

次に2番目としまして業務運営の効率化及び組織体制の合理化については①事務の一部を本所に集中化させるとともに、②業務の見直しに対応し、牧場の1課を廃止する一方、牛のトレーサビリティ業務を担当する固体識別部を2課から3課体制に強化しました。3番目の経費縮減については財務分析、生産物コスト試算などを実施して一般管理費は8.6%、業務経費は1.1%縮減し、人件費は2.1%縮減しました。

2ページ目をご覧ください。第2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」についてです。1としまして、家畜の改良及び飼養管理の改善について主なところだけ説明をいたします。①としまして、乳用牛について種雄牛国際評価機関「インターブル」の日本代表機関として、国内外の種雄牛の遺伝的能力評価価値を公表いたしました。②としまして、肉用牛については後代検定事業においてセンター産種雄牛が新たに5頭選抜され、このうち1頭は脂肪交雑の後代検定結果が事業史上最高を記録しております。④としまして、鶏については高品質な赤鶏生産を行っている産地が、海外の高病原性鳥インフルエンザの影響で原種鶏への供給が不安定になる経験をしたことから、フランス産の赤鶏種鶏からセンター産の赤鶏「たつの」の種鶏に切り換えることになり、原種鶏等の本格供給を開始しております。欄外を見てください。種畜の供給については海外においてBSEや高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、輸入がストップするため国内で育種改良を強化する必要があると考えられます。

2番目としまして、飼料作物種苗の増殖・供給及び検査についてですが、①年間供給能力125品種28トンを確認しております。②としまして、我が国唯一のISTA（国際種子検査協会）の認定機関としてOECD種子検査制度に基づく各種検定・品種証明を的確に実施しております。

3ページをご覧ください。3番の調査研究についてでございます。①としまして、遺伝子育種技術については乳用牛の乳房炎抵抗性に関与する2つ目の遺伝子（IGF1R）を特定し、これは特許出願中でございます。また、牛肉の脂肪酸（オレイン酸）組成に関与する遺伝子（FASN）を特定し、これも特許出願中でございます。繁殖関連技術としましては豚胚の凍結保存技術として、新たなガラス化保存手法を開発し、これも特許出願中であります。4番として講習及び指導についてですが、①学術誌への論文掲載などは合計115件を発表しております。②としまして、農林水産省が企画する中央畜産技術研修の実施、個別研修の受け入れ、技術研修会等の開催により合わせて2,737名の研修生等を受け入れております。5番目としまして、センターの資源を活用した外部支

援については、農林水産省をはじめ大学、各県畜産試験場、民間企業等からの要請に応え、人材も含めセンターの資源を提供しております。

4 ページ目でございます。6 番目としまして、牛トレーサビリティ法に基づく事務についてですが、①としまして、法律に基づき農林水産省地方農政局等と連携しつつ、牛固体識別台帳の作成・保存・公表を的確に実施しております。また不適切な届出等を精査し、農林水産省へ報告を行った結果、違反事例の摘発に寄与しております。②としまして、消費者等による牛固体識別情報検索は一日当たり10万頭に増加しております。④としまして、農林水産省から指示があったBSE関連牛との緊急検査に対して数時間以内に検査結果を報告するようにしております。

第3の「財務内容の改善」、第4については省略いたします。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの各法人の平成18年度業務実績の概要についてご報告を受けたわけでございますが、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ……よろしいですか。

はい、松井委員どうぞ。

○松井専門委員 家畜改良センターの調査研究についてお聞きしたいのですけれども、かなり積極的に特許出願されてすばらしい研究を行っているというのがよくわかるのですが、最近この特許を出す場合ですね、それが現金収入になって戻ってくるかどうかという問題が非常に大きいと思います。それである成果が得られたと、それを特許を出願するかしないかというのはどのように決定なさっているのでしょうか。

○家畜改良センター理事長 今、松井委員からのご質問ですが、我々センターでもそういうことは検討し、それでむやみやたらに特許は出願しないと、で、かなり重要なものを選んですると。それとできることならロイヤリティーというんですかね、収入が得るような方向で検討するというところで所員一同話し合っております。

○松井専門委員 それと第2点ですが、やはり調査研究についてですけれども、先ほど農薬検査所では調査研究について外部委員による評価を実施しているというようなことがありましたけれども、このようにかなり調査研究たくさんなさっているわけですが、そういうような評価というのは実際行われているのでしょうか。

○家畜改良センター理事長 我々のところの評価はもっぱらPTの先生方を中心にしております。ただ、外部の先生方との共同研究もありますし、いろんな講演もありますし、

指導もありますので、外部の先生方かなりたくさん来ていただいていると思います。

○松本分科会長 よろしゅうございますか、ありがとうございました。そのほかどうぞ。

(発言する者なし)

○松本分科会長 ございませんか。それでは、今後は平成18年度の業務実績の評価につきましては各プロジェクトチームごとに作業を進めるようお願いをいたします。

次の議題でございます。平成18年度の財務諸表についてでございます。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○消費・安全局消費・安全政策課課長補佐 消費・安全局消費・安全政策課の吉田でございます。まず、事務局から経緯等についてご説明申し上げます。

先ほどからお話にありますように本年4月に農林水産消費技術センター肥飼料検査所及び農薬検査所の3法人が統合したところでございます。後ほど改めてご説明させていただきますけれども、統合に伴う法律の改正によりまして、肥飼料検査所と農薬検査所につきましては個別法の第11条の規定による積立金の処分を行うこととなります。この関係がございまして、法令上6月30日までに主務大臣の財務諸表の承認を行う必要がございます。この承認に関しましては、評価委員会からのご意見をお聞きすることとされておりますので、財務関係に詳しい青柳委員、布施専門委員にご足労を願いまして、6月7日に財務諸表検討会を開催し、法人の関係役員及び職員も交えて財務諸表の検討がなされたところであります。お手元の資料13-2から4でございますけれども、それぞれの方針の資料の頭には平成18年度財務諸表の承認に関して、農林水産大臣からの諮問分の写しをつけておりますので、ご確認ください。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、青柳委員から各法人の財務諸表に関する意見についてご報告をお願いしたいと思います。

○青柳委員 6月7日に私、青柳と布施専門委員で財務諸表検討会に出席させていただきまして、事業の概要及び財務数値につきまして比較財務諸表あるいは分析資料によって説明を受けました。その中で疑問点等質問させていただきまして直していただくところは直していただくというような形をとらせていただきまして、お手元の資料13-1の2ページ目に財務諸表にかかわる意見というのが3法人記載がございまして、昨年と同様な意見書になっていると思いますが、段落の2行目からちょっと読まさせていただきますが、「独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては国民にわかりやすい開示となっ

ているかが最も重要である。独立行政法人会計基準では財務諸表に注記を行うことが求められているが、国民にわかりやすい情報開示の条件を満たすには、これだけでは不十分であり、追加情報が必要であると考え。以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて説明責任を十分果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対し意見を述べることにする。」と。

結論は次の裏側にごさいますして、財務諸表を承認することには異議がないという結論にさせていただきますが、別紙の法人別意見に幾つかの検討事項ということで各法人に財務諸表作成に当たって留意していただきたい点をまとめてあります。それが横になっている次の表でごさいますけれども、セグメントに関する課題ということで成果進行基準の導入の検討ということで挙げさせていただきますし、それから財務分析指標については経年比較だとか他法人比較、民間比較と詳細な資料を作られておりますが、コメントとして挙げさせていただきます。

それから今年から減損会計を導入されておまして、それについてコメントをさせていただきました。一応電話加入権について減損を認識ということで、その他については遊休固定資産はないということでご回答を得ております。減損会計について検討項目として挙げさせていただきます。

それから昨年の財務諸表検討会で挙げさせていただいた意見については対応されていたということで確認をさせていただきましたし、次の業績評価というような指標に関しましては、基礎データを提供する原価計算制度といったものも導入することを検討していただきたいと思っております。

それから分析指標につきましては、有効な分析をしていただくためにイレギュラーな数値である退職金等は除いた形で分析をしていただきたいということを記載させていただきました。

それから3法人統合ということで、統合による財務メリット及び業績成果面での効果が明確になるような情報提供をしていただきたいという形でまとめさせていただきました。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それではただいまの財務諸表に関する報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いをいたします。

(発言する者なし)

○松本分科会長　ございませんか。それでは、特にご質問やご意見がないようでございますので、各法人の財務諸表につきましては主務大臣の承認に関し異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

(うなづく者あり)

○松本分科会長　ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

さて、次でございます。次は「繰越積立金の処分等について」でございます。事務局より説明をお願いします。

○消費・安全局消費・安全政策課課長補佐　先ほど申し上げましたとおり今般の3法人の統合に伴い解散いたしました肥飼料検査所及び農薬検査所につきましては、中期目標期間が終了したものとみなして積立金の処分を行う必要がございますので、事務局の方からご説明させていただきます。

資料14の1ページをご覧くださいませでしょうか、こちらが中期目標期間終了時の積立金の処分ということで説明の資料となっております。表の左にございます中期目標期間終了時の積立金でございますが、肥飼料検査所及び農薬検査所の解散時に法人に存在する積立金につきましては、本来その右の下にございますように全額国庫納付するというものでございますけれども、この内、大臣の承認を受けた額につきましては、その上にございますように国庫に返納することなく次の中期目標期間の業務の財源に充てることができるとされております。今回の場合は肥飼料検査所及び農薬検査所は解散するわけですが、両法人が行っていた業務は新たに発足しました農林水産消費安全技術センターに承継することとなりますので、農林水産消費技術センター改正法の附則において旧肥飼料検査所法及び旧農薬検査所法を読み替えまして、この新法人に繰り越し、新法人が行う業務の財源に充てることができると規定されております。

その繰越積立金を主務大臣が承認するに当たりましては、独立行政法人通則法において評価委員会のご意見をお聞きすることとされております。今回、繰越積立金として申請予定のものは次のページめくっていただきまして2ページにありますように、前中期目標期間繰越積立金の残額、これは自己財源で取得した資産の原価償却費及び自賠責保険料の残額になりますけれども、この残額と棚卸資産、前払費用及び長期前払費用に計上されております18年度中に支払いました自動車にかかる自賠責保険料といったものでございます。

今後の手続といたしましては、また恐縮ですが1ページに戻っていただきまして、下

の方に書いてございます「手続の流れ」というところをご覧いただきたいと思うのですが、その手続の流れの①に財務諸表の承認とございますけれども、こちらのその財務諸表の承認につきましては、平成18事業年度の財務諸表が確定しないと積立金の額が確定しませんで、その後の積立金の処分について正式な手続を行えないため、先ほどいただきました本分科会における財務諸表の意見聴取を踏まえまして、今後、農林水産大臣から法人に対して財務諸表の承認を行います。

②の繰越積立金の承認につきましては、財務諸表の大臣承認後、法人から改めて正式に提出される繰越積立金の申請関係書類を審査し、6月30日までに大臣の承認を行う必要がございます。また、大臣の承認を行おうとするときは、個別法の規定により評価委員会への諮問及び財務大臣への協議が必要となります。しかし6月30日までに再び当農業分科会を開催して意見聴取を行う時間がないことから、繰越積立金の評価委員会での意見聴取に関しましては、松本分科会長一任として手続を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

- 松本分科会長 それでは、ただいまの説明に関しましてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。どうぞ。

(発言する者なし)

- 松本分科会長 特にご質問やご意見がないようでございますので、今後の各法人の繰越積立金の承認に関しては、私に一任させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

- 松本分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

以上をもちまして本日の議事につきましては終了いたしましたけれども、全般を通じまして何かございましたら、この際お願いしたいと思っております。どうぞ。

(発言する者なし)

- 松本分科会長 私の方から一点、きょう「借り入れ」という言葉と私がそれを「借換(シヤッカシヤン)」と申しました。これは明らかに意味が違うわけでございますので、お詫びして訂正をいたします。「借り換え」という言葉に置き換えていただきます。失礼しました。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○消費・安全局総務課長 長時間にわたるご審議をいただきましてありがとうございます。今後の予定ですけれども、今年度、冒頭文書課の方からご説明させていただきましたけれども、独立行政法人を巡りましていろいろ動きが予想されます。ただ、今の段階では農業分科会の予定として組み込むというのは困難な状況にありますので、とりあえず例年ベースでの予定を組ませていただこうと考えております。当面は18年度の業務実績の評価につきまして、各プロジェクトチームでご論議いただき、あわせまして見直し法人にかかるプロジェクトチームにおかれましては、見直し内容につきましてさらにご検討を進めていただくということになろうかと思っております。

次回の分科会でございますけれども、今のところ8月中・下旬を予定しております。会議の資料とは別に出欠の確認表を配布させていただいております。現時点で出欠が判明しておられます委員におかれましては、その出欠表に必要な事項を記載していただきたいと思っております。現時点で出欠がまだ判明しない方におかれましては、後日担当の方へご連絡をいただきたいということでもよろしくお願いいたします。また、本日の資料でございますけれども、机の上にそのまま置いていただければ、事務局の方で後ほど郵送にてお届けするように手配させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松本分科会長 時刻は間もなく5時になろうとしております。大変長時間にわたりました熱心なご討議ありがとうございました。

以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第24回の農業分科会を閉会いたします。委員及び専門委員の皆様方におかれましては、本当に長時間ありがとうございました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

午後5時00分 閉会